

第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画実施状況一覧（令和5年度）

※事業種別欄の「☆」「◎」は、子ども子育て支援新制度の該当事業です。「☆」は子ども・子育て給付、「◎」は地域子ども・子育て支援事業の対象事業です。

通しNO.	章	大項目	中項目	小項目 NO.	事業 種別	事業名	(所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は今後の取り組み	令和5年度の実施状況	進捗状況 1:完了 2:着手・推進 3:一部着手 4:未着手	令和5年度の自己評価
1	第1章 地域の子 育て支援	1 乳幼児期の教育・保育の充実	(1) 乳幼児期の教育・保育施設等の充実	1	☆	認可保育所事業、認証保育所の認可保育所への移行	(子育て支援課)	東京都の認可を受けて保護者が就労、病気等で自宅において養育できない子どもを保護者に代わって保育をします。	・市内17保育所で実施 ・公立保育所4園（うち1園は公設民営）、私立保育所13園※（委託）※分園は本園と合わせて1園としてカウント	・令和2年4月に私立認可保育所1園を新規整備 ・増改築・弾力化による定員増 ・認証保育所の意向に沿い認可保育所への移行に対応	・令和5年4月1日時点の認可保育所施設数（公立1施設、私立17施設）、認可保育所定員数（2,251人）	2'着手・推進	令和3年4月までに認可保育所の新設等を完了し、必要な保育量を確保した。
2	第1章 地域の子 育て支援	1 乳幼児期の教育・保育の充実	(1) 乳幼児期の教育・保育施設等の充実	2	☆	認定こども園事業	(子育て支援課)	東京都の認定を受けて、幼稚園や保育所などが教育と保育の両方の機能を提供するとともに、子育て支援事業を実施します。	・幼稚園型認定こども園2園 ・幼保連携型認定こども園1園	幼稚園等の既存施設の意向をうかがいつつ待機児童の状況をみて認定こども園への移行に対応	・令和5年4月時点の認定こども園施設数（私立幼保連携型認定こども園1施設、私立幼稚園型認定こども園2施設）、保育認可定員（386人）	2'着手・推進	幼稚園における幼児教育機能と保育施設における長時間保育機能を相乗的に活用し、教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的にかつ一体的に提供することで成果を得ている。
3	第1章 地域の子 育て支援	1 乳幼児期の教育・保育の充実	(1) 乳幼児期の教育・保育施設等の充実	3	☆	新制度幼稚園事業	(子育て支援課)	子ども・子育て支援新制度の対象幼稚園へ移行する幼稚園に対応し、幼児期における教育・保育の充実を図ります。	新制度未移行幼稚園5園	既存施設の意向に沿い、新制度幼稚園への移行に対応	新制度未移行の5施設中、1施設において、令和6年度認定こども園への移行に向けた事務手続きを行った。	2'着手・推進	施設と連携し、東京都へ認定こども園の認定申請を行い、移行手続きが完了した。
4	第1章 地域の子 育て支援	1 乳幼児期の教育・保育の充実	(1) 乳幼児期の教育・保育施設等の充実	4	☆	家庭的保育事業等	(子育て支援課)	生後8週間以上で3歳未満の乳幼児を対象に、家庭的保育事業者（保育ママ）の家庭で預かり、家庭的な保育を実施します。	家庭的保育事業者5人に事業を委託	待機児童数の推移に沿って事業数を調整	・令和5年4月時点の家庭的保育事業者（3事業者）、保育認可定員（13人）	2'着手・推進	保護者の保育ニーズに応えた。
5	第1章 地域の子 育て支援	1 乳幼児期の教育・保育の充実	(1) 乳幼児期の教育・保育施設等の充実	5		認証保育所事業	(子育て支援課)	東京都の認証基準に適合した認可外保育施設で、13時間保育等の多様なニーズに対応し保育事業を実施します。	市内で5施設	都制度に沿って事業費を補助	・令和5年4月時点の市内認証保育所施設数（3施設）、保育定員（91人）。 ・認証保育所運営費補助金を交付した。	2'着手・推進	長時間保育等、働く保護者の多様な保育ニーズに応じた。 また、利用者への保育料の補助を行い、利用者の負担軽減に寄与することができた。
6	第1章 地域の子 育て支援	1 乳幼児期の教育・保育の充実	(1) 乳幼児期の教育・保育施設等の充実	6	☆	公立保育所の民営化	(子育て支援課)	認可保育所への民間活力の導入を図り、効率的・効果的な運営を目指します。民営化・認可化による保育サービスの質の確保・向上に努めます。	公設公営3園（第三保育園、第四保育園、第五保育園）、公設民営1園（第六保育園）	・令和2年度から第四保育園を民営化 ・令和3年度から第三保育園を民営化 ・令和3年度から第六保育園を民営化	・令和3年4月に第三保育園を移転民営化し、しおどめ保育園稲城を開設した。 ・令和3年4月に第六保育園を民営化し、大丸ゆうし保育園を開設した。	1'完了	令和3年4月の民営化を完了した。

第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画実施状況一覧（令和5年度）

※事業種別欄の「☆」「◎」は、子ども子育て支援新制度の該当事業です。「☆」は子ども・子育て給付、「◎」は地域子ども・子育て支援事業の対象事業です。

通しNO.	章	大項目	中項目	小項目 NO.	事業 種別	事業名	（所管課）	事業概要	現況	今後の目標又は今後の取り組み	令和5年度の実施状況	進捗状況 1：完了 2：着手・推進 3：一部着手 4：未着手	令和5年度の自己評価
7	第1章 地域の子 育て支援	1 乳幼児期の教育・保育の充実	（1）乳幼児期の教育・保育施設等の充実	7		企業主導型保育事業	（子育て支援課）	企業が主体となり国の補助を受けて実施する認可外保育施設です。	市内で2施設	・国の認可を受けた施設の地域枠を活用	・令和5年4月時点の市内企業主導型保育事業2施設（企業枠・地域枠の合計保育定員79人） ・地域枠については事業者に聴き取りし、市HIPにて公開。	2'着手・推進	地域枠について市民に情報提供した。
8	第1章 地域の子 育て支援	1 乳幼児期の教育・保育の充実	（2）保育サービスの充実	1	◎	延長保育事業	（子育て支援課）	認可保育所で11時間開所（7時～18時）後において、保護者の勤務時間等を考慮し、延長保育を実施します。	・認可保育所全園（17園）で1時間延長保育を実施 ・うち私立保育所（4園）で2時間延長を実施	事業の継続	認可保育所全園で1時間延長保育を実施 うち、7園において、2時間延長保育を実施	2'着手・推進	認可保育所全園で1時間以上の延長保育を実施し、保護者の保育ニーズに応えた。
9	第1章 地域の子 育て支援	1 乳幼児期の教育・保育の充実	（2）保育サービスの充実	2	◎	病児保育事業	（子育て支援課）	病気中や病気の回復期にある子どもが、保護者の就労等により家庭で保育ができない場合に、病児・病後児保育室で保育を実施します。	・市内に病後児保育室を委託により1か所を実施 ・市内に病児・病後児保育室を委託により1か所を実施し、稲城市立病院小児科医師による巡回を実施	事業の継続	令和5年4月時点の病児・病後児保育施設数1施設（定員4人）、病後児保育施設1施設（定員2人）。 病児・病後児保育施設については市立病院医師による巡回を委託。	2'着手・推進	子どもが病気中や病気の回復期にあり、児童の保護者が、就労又は疾病等の理由により、保育ができない場合の、より充実した保育ニーズに応じた。
10	第1章 地域の子 育て支援	1 乳幼児期の教育・保育の充実	（2）保育サービスの充実	3		年末保育事業	（子育て支援課）	年末に保護者の就労等の理由により、家庭で保育ができない場合に、市内の認可保育所で年末保育を実施します。	認可保育所1園で実施	事業の継続	私立本郷ゆうし保育園に委託して12/29～12/31に実施。定員は各日おおむね60人（ただし日曜日は10人）で実施。（延べ利用者数12人）	2'着手・推進	年末就労等により保育ができない保護者のニーズに応え、より充実した保育を提供した。
11	第1章 地域の子 育て支援	1 乳幼児期の教育・保育の充実	（2）保育サービスの充実	4		休日保育事業	（子育て支援課）	保護者が休日に就労等の理由により、家庭で保育できない場合に、休日保育を実施します。	認可保育所1園で休日保育を実施	事業の継続	私立本郷ゆうし保育園に委託して実施。定員は各日おおむね10人で実施。（延べ利用者数85人）	2'着手・推進	保護者の休日の保育ニーズに応えた。
12	第1章 地域の子 育て支援	1 乳幼児期の教育・保育の充実	（2）保育サービスの充実	5		障害児保育事業	（子育て支援課）	障害の程度がおおむね中・軽度で集団保育が可能な子どもについて、保護者が就労等の理由により家庭で保育ができない場合に、障害児保育を実施します。認証保育所・幼稚園の障害児保育・特別支援教育の補助を実施します。	・認可保育所全園（17園）で実施 ・認証保育所全園（5園）で実施 ・幼稚園全園（5園）で実施	事業の継続	・全認可保育所で受入体制を整備 ・認証保育所については稲城市保育士等キャリアアップ等補助金の障害児保育加算にて補助する体制とした。 ・幼稚園については稲城市私立幼稚園協会補助金及び東京都の直接補助により特別支援教育を補助する体制とした。	2'着手・推進	心身に障害を持つ児童の保護者の保育ニーズに応えた。

第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画実施状況一覧（令和5年度）

※事業種別欄の「☆」「◎」は、子ども子育て支援新制度の該当事業です。「☆」は子ども・子育て給付、「◎」は地域子ども・子育て支援事業の対象事業です。

通しNO.	章	大項目	中項目	小項目 NO.	事業 種別	事業名	(所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は今後の取り組み	令和5年度の実施状況	進捗状況 1：完了 2：着手・推進 3：一部着手 4：未着手	令和5年度の自己評価
13	第1章 地域の子 育て支援	1 乳幼児期の教 育・保育の充実	(2) 保育サービ スの充実	6	◎	認定こども園の特別支援教育	(子育て支援課)	認定こども園での特別支援教育の 補助を実施します。	認定こども園全園(3園)で実施	事業の継続	認定こども園全園で実施。 (東京都の直接補助により実 施するとともに、稲城市私立 幼稚園協会補助金及び幼稚園 型認定こども園の接続型の3 号については、稲城市保育士 等キャリアアップ等補助金の 障害児保育加算、認定こども 園特別支援経費にて補助する 体制とした。)	2:着手・推進	心身に障害を持つ児童 の保護者の保育ニーズ に応えた。
14	第1章 地域の子 育て支援	1 乳幼児期の教 育・保育の充実	(2) 保育サービ スの充実	7		教育・保育施設の指導監査	(子育て支援課)	子ども・子育て支援法及び児童福 祉法に基づき教育・保育施設の指 導監査を実施します。	・認可保育所、認定こども園、家 庭の保育事業・認証保育所、一時 預かり事業、ファミリー・サポー ト・センター事業、病児保育事 業、その他認可外保育事業	事業の継続	子ども・子育て支援法に基づ く特定教育・保育施設及び特 定子ども・子育て支援施設の 指導検査を実施した。	2:着手・推進	施設に対して法令に基 づく運営を指導するこ とができた。
15	第1章 地域の子 育て支援	2 地域の子育て 支援の充実	(1) 子ども家庭 支援センターの充 実	1		子ども家庭支援センター事業	(子育て支援課) →(R3年度から 子ども家庭支援セ ンター課)	各関係機関と連携を図りながら、 総合相談やサービス提供及び調整 等を行い、地域の子どもと家庭に 関する支援ネットワークを構築 し、18歳未満の子どもと子育て 家庭を支援します。	・子どもと家庭の総合相談 ・子どもショートステイ事業	事業の継続	○子どもと家庭の総合相談 新規相談件数…356件 ○子どもショートステイ事業 宿泊利用世帯…3世帯 宿泊件数…19件 宿泊泊数…26泊 日帰り利用世帯…4世帯 日帰り件数…19件 日帰り日数…19泊	2:着手・推 進	各関係機関との連携を 図り、子育て支援を実 施。 専門職員により多種多 様な相談に対応するこ とができた。 子どもショートステイ 事業の活用をすすめ、 育児負担の軽減や虐待 防止にも役立てること ができた。
16	第1章 地域の子 育て支援	2 地域の子育て 支援の充実	(2) 地域子育て 支援拠点事業の充 実	1	◎	あそびの広場事業	(子育て支援課) →(R3年度から 子ども家庭支援セ ンター課) →(R5年度から おやこ包括支援セ ンター課)	子育て親子間の交流の場の提供と 交流の促進。子育てなどに関する 相談、援助の実施をします。地域 の子育て関連情報の提供、子育て 及び子育て支援に関する講習等 を実施します。	・あそびの広場を子ども家庭支援 センター(向陽台)で実施 ・出張あそびの広場を児童館など 7施設で実施(本郷、第二、第 三、第四、城山児童館、プラザ 及び大丸地区会館)	自宅で子育てをする親子の支 援、相談、援助の場として事 業の拡大を図る。	○あそびの広場事業 利用者数…5,023人 (大人2,257人・子ども 2,766人) 広場相談…169件 ○出張あそびの広場 利用者数…4,668人 (大人2,294人・子ども 2,374人) 出張広場相談…122件	2:着手・推 進	保護者と子どもが楽し めるような歌遊び、遊 具の提供をし、子育て 相談のみならず様々な 悩みの相談を受け、時 には、専門相談員につ なぎ、必要なサービス を紹介するなど、保護 者の不安軽減や解消等 の支援に取り組んだ。

第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画実施状況一覧（令和5年度）

※事業種別欄の「☆」「◎」は、子ども子育て支援新制度の該当事業です。「☆」は子ども・子育て給付、「◎」は地域子ども・子育て支援事業の対象事業です。

通しNO.	章	大項目	中項目	小項目 NO.	事業 種別	事業名	(所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は今後の取り組み	令和5年度の実施状況	進捗状況 1：完了 2：着手・推進 3：一部着手 4：未着手	令和5年度の自己評価
17	第1章 地域の子 育て支援	2 地域の子育て 支援の充実	(2) 地域子育て 支援拠点事業の充 実	2	◎	子育てひろば事業	(子育て支援課)	保育所を利用し、地域の子育て家 庭に対する総合的な子育て支援施 策を推進することにより、子育て 家庭の育児を支援します。	・私立保育所7園で実施(松葉、 若葉台バオバブ、もみの木保育園 若葉台、中島ゆうし、ひらお、城 山保育園南山、本郷ゆうし保育 園)	・事業の継続 ・新園の設置と併せて事業の 拡大を図る。	・私立保育所10園で相談事 業等を実施(ひらお保育園、 松葉保育園、若葉台バオバブ 保育園、もみの木保育園若葉 台、中島ゆうし保育園、城山 保育園南山、本郷ゆうし保育 園、いなぎのぞみ保育園、大 丸ゆうし保育園、サザンヒル ズこども園)	2:着手・推進	地域において、就学前 児童や保護者を対象に 育児相談や園庭開放等 を実施することによ り、育児不安の解消や 地域の子育て支援に取 り組んだ。
18	第1章 地域の子 育て支援	2 地域の子育て 支援の充実	(3) 預かり事業 の充実	1	◎	一時預かり事業	(子育て支援課)	保護者が就労・通院・レスパイト (休息)等で一時的に家庭での保 育が困難となる場合に、保育所に て保育サービスを実施します。ま た、幼稚園・認定こども園におい て主に在園児を対象とした預かり 事業(預かり保育、幼稚園型一時 預かり事業)を実施します。	・集団保育が可能な1歳から就学 前の子どもの対象に市内認可保育 所9園で実施 ・市内幼稚園・認定こども園で預 かり保育を実施(全8園)	・令和2年度から認可保育所2 園増 ・令和3年度から認可保育所1 園増	・市内認可保育所10園で実 施	2:着手・推進	緊急又は一時的に保育 が必要な家庭にサービ スを提供することがで きた。
19	第1章 地域の子 育て支援	2 地域の子育て 支援の充実	(3) 預かり事業 の充実	2	◎	子どもショートステイ事業	(子育て支援課) →(R3年度から 子ども家庭支援セ ンター課)	1歳6か月から小学校6年生まで の子どもの対象に保護者が出産や 病気などで一時的に家庭で養育が 困難な時に、市が委託する施設等 において宿泊を併いながら最大6 泊7日までの期間で子どもを養育 します。	平成30年度利用実績：実人員24 人(延べ34泊)	令和2年度から養育協力家庭 への委託を開始	宿泊利用世帯…3世帯 宿泊件数…19件 宿泊泊数…26泊 日帰り利用世帯…4世帯 日帰り件数…19件 日帰り日数…19泊	2:着手・推進	保護者の仕事や体調不 良等による一時的な養 育困難支援として、日 帰り及び宿泊を併う子 どもの預かりを実施し た。
20	第1章 地域の子 育て支援	2 地域の子育て 支援の充実	(3) 預かり事業 の充実	3	◎	ファミリー・サポート・センター 事業	(子育て支援課) →(R3年度から 子ども家庭支援セ ンター課) →(R5年度から おやに包括支援セ ンター課)	子育ての援助を受けたい方(利用 会員)と、子育ての援助を行いた い方(活動会員)が会員となり、 子育てを支援する助け合いの活動 です。	稲城市社会福祉協議会に委託し、 保育所・幼稚園・学童クラブ等へ 子どもの送迎、登園前・登園後の 預かり等を実施	事業の継続	・稲城市社会福祉協議会に委 託し、保育所・幼稚園・学童 クラブ等へ子どもの送迎、登 園前・登園後の預かり等を実 施。 (利用件数：延2,665件、利 用・活動・両方会員数計(3 月末時点)：194人) ・産後の体調不調、多胎児出 産、生活保護及び低所得世 帯、障害児を養育する世帯等 の保護者に対し、一部利用料 の補助制度を実施。	2:着手・推 進	保育所・幼稚園・学童 クラブ等へ子どもの送 迎、登園前・登園後の 預かり等、必要な子 育て家庭に支援するこ うができた。
21	第1章 地域の子 育て支援	3 子育てに関す る相談体制の充実 と情報提供	(1) 子育て相談 体制の充実・子育 て情報の提供	1		保育所の育児相談事業	(子育て支援課)	地域の未就学児と保護者等を対象 に、保育所で保育士、看護師、栄 養士等による専門的な子育てにつ いての相談事業を実施します。	認可保育所で実施(私立保育所は 子育てひろば実施施設で実施)	事業の継続	各園で定期的に実施 (公立保育所で延293人、私 立保育所では子育てひろば事 業の一事業として実施。)	2:着手・推進	保育の専門性を基盤と して、地域において、 未就学児の保護者を対 象に育児相談を実施 し、育児不安の解消が できた。また、相談を 通じて、在園児のほ か、近隣の在宅子育て 家庭のための身近な子 育て支援施設としての 位置づけが図られた。

第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画実施状況一覧（令和5年度）

※事業種別欄の「☆」「◎」は、子ども子育て支援新制度の該当事業です。「☆」は子ども・子育て給付、「◎」は地域子ども・子育て支援事業の対象事業です。

通しNO.	章	大項目	中項目	小項目 NO.	事業 種別	事業名	(所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は今後の取り組み	令和5年度の実施状況	進捗状況 1:完了 2:着手・推進 3:一部着手 4:未着手	令和5年度の自己評価
22	第1章 地域の子 育て支援	3 子育てに関する相談体制の充実と情報提供	(1) 子育て相談体制の充実・子育て情報の提供	2		子育てサポーター事業	(子育て支援課) → (R3年度から子ども家庭支援センター課) → (R5年度からおやこ包括支援センター課)	子育てサポーター養成講座を修了した方々が、児童館等で地域の親子と遊び、育児の相談や話し相手として活動を行います。また、養成講座修了者に対して、質の継続をします。主管課は活動のサポートを行います。	市内6か所の児童館等で「子育てサポーターの日」としてサポーター活動を展開し、各児童館等で月1回をめぐりに実施	事業の継続	市内6か所の児童館等で「子育てサポーターの日」としてサポーター活動を展開し、各児童館等で月1回（8月を除く）実施	2:着手・推進	実施報告等で状況を把握しながら活動をサポートし、地域の子育て家庭の支援ができた。
23	第1章 地域の子 育て支援	3 子育てに関する相談体制の充実と情報提供	(1) 子育て相談体制の充実・子育て情報の提供	3		子どもと家庭の総合相談	(子育て支援課) → (R3年度から子ども家庭支援センター課)	18歳未満の子どもを育てる家庭が抱える課題に関して、専門相談員による総合的な相談を実施します。	子ども家庭支援センターで実施・来所相談・電話相談・メール相談	事業の継続	○子どもと家庭の総合相談（臨床心理士・精神保健福祉士・保育士・保健師等による相談） 新規相談受理件数…356件 （虐待…202件、養育困難…98件、保健…0件、障害…6件、非行…1件、育成…48件、その他…1件）	2:着手・推進	職員同士の連携や専門知識の活用、他機関との連携を密にすることにより、多種多様な相談に対応することができた。
24	第1章 地域の子 育て支援	3 子育てに関する相談体制の充実と情報提供	(1) 子育て相談体制の充実・子育て情報の提供	4		母子健康相談	(健康課) → (R5年度からおやこ包括支援センター課)	妊産婦・乳幼児を対象に生活習慣や子育て等に関する悩みの相談に応じ、不安の軽減を図ります。	母乳相談、保健相談、栄養相談及び計測を月1回実施	事業の継続	母乳相談年12回 保健相談年12回 栄養相談年12回	2:着手・推進	これまでの発育経過を踏まえ、対象者に合わせた相談ができた。
25	第1章 地域の子 育て支援	3 子育てに関する相談体制の充実と情報提供	(1) 子育て相談体制の充実・子育て情報の提供	5		発達支援センター事業	(障害福祉課)	乳幼児期から就学期を経て、就労等といった地域での生活のライフステージに対応する、切れ目のない支援の充実を目指します。	一般相談、医師による専門相談、保育所・幼稚園・学校等への機関支援を関係機関と連携して実施 就学前々年児を対象に、就学前発達相談を来所・電話・FAX・メールで実施	事業の継続	発達障害者・児やその家族について次の事業を実施した。 ・相談支援事業（一般相談、医師による専門相談等） ・就学前発達相談（市内の就学前々年児のいる全ての家庭に、気になることがある場合に相談できることを周知） ・普及・啓発事業（発達支援講座等） ・関係機関連携（相談者と行政機関、医療機関、教育機関等との連携調整等）	2:着手・推進	発達に支援を必要とする児童や保護者等の相談に応じ、必要な助言や連携機関との調整を行うことにより、早期の発見から早期の療育や社会参加につなぐことで、もってその福祉の増進に寄与することが出来た。また、事業を継続することで支援の充実を目指す。

第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画実施状況一覧（令和5年度）

※事業種別欄の「☆」「◎」は、子ども子育て支援新制度の該当事業です。「☆」は子ども・子育て給付、「◎」は地域子ども・子育て支援事業の対象事業です。

通しNO.	章	大項目	中項目	小項目 NO.	事業 種別	事業名	(所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は今後の取り組み	令和5年度の実施状況	進捗状況 1：完了 2：着手・推進 3：一部着手 4：未着手	令和5年度の自己評価
26	第1章 地域の子 育て支援	3 子育てに関する相談体制の充実と情報提供	(1) 子育て相談体制の充実・子育て情報の提供	6		子育て支援課による子育て支援に関する情報提供	(子育て支援課)	広報やホームページ、パンフレット等により、保育所等利用のしおり、入所状況、児童手当、乳幼児医療費助成制度等の情報を提供します。	・毎月ホームページに保育所等の入所状況を掲載 ・随時子育て支援に関する情報を広報、ホームページ等にて提供	事業の継続			
27	第1章 地域の子 育て支援	3 子育てに関する相談体制の充実と情報提供	(1) 子育て相談体制の充実・子育て情報の提供	7		子ども家庭支援センターによる情報提供	(子育て支援課) → (R3年度から子ども家庭支援センター課) → (R5年度から子ども家庭支援センター課、おやこ包括支援センター課)	広報やホームページ、おたより等により子育て親子に関わる情報や、地域のイベント等について情報提供を行います。	(子家) ・広報いなぎへの掲載・子ども家庭支援センター案内パンフレット・子ども家庭支援センターホームページを毎月更新 (おやこ) ・広報いなぎへの掲載・あそびの広場だよりの発行・子育てボランティア育成により、市内の子育て資源のネットワーク作りを推進・子ども家庭支援センター案内パンフレット、いなぎ子育てブック及び関係機関各種パンフレットの配布・子ども家庭支援センターホームページを毎月更新	事業の継続	(子家) ・広報いなぎへの掲載により、市内の子育て資源のネットワーク作りを推進・子ども家庭支援センター案内パンフレット、子ども家庭支援センターホームページを更新。 (おやこ) ・広報いなぎへの掲載・あそびの広場だよりの発行・子育てボランティア育成により、市内の子育て資源のネットワーク作りを推進・子ども家庭支援センター案内パンフレット、いなぎ子育てブック及び関係機関各種パンフレットの配布・子ども家庭支援センターホームページを毎月更新 ・あそびの広場のInstagramを活用して、情報発信をし子育て家庭にひろはのイベント等を情報発信をした。	2:着手・推進	(子家) 関係機関と連携しながら広報いなぎや市ホームページに子育て支援情報を掲載し、『子ども家庭支援センターパンフレット』で配布した。 (おやこ) 関係機関と連携しながら広報いなぎや市ホームページに子育て支援情報を掲載し、『子育てブック』や『子育て情報等のパンフレット』をあそびの広場事業を通じて配布できた。又、子育て支援情報を毎月更新した。 ・あそびの広場だよりInstagramを行っている事も合わせて案内している。
28	第1章 地域の子 育て支援	3 子育てに関する相談体制の充実と情報提供	(1) 子育て相談体制の充実・子育て情報の提供	8		健康課による乳幼児の子育てに関する情報提供	(健康課) → (R5年度からおやこ包括支援センター課)	妊娠届出、乳幼児健診、広報、市ホームページ、母子手帳アプリ等で乳幼児の子育てに関する情報提供を行います。	妊娠届出、乳幼児健診、広報、市ホームページ等で子育てに関する様々な情報提供を実施	事業の継続	母と子の保健バッグ、健康カレンダー、母子保健ナビ「梨の子いなぎ」、各種子育て相談等で情報を提供した。	2:着手・推進	各種事業開催時や個別相談時に積極的に情報提供を行うことができた。
29	第1章 地域の子 育て支援	3 子育てに関する相談体制の充実と情報提供	(1) 子育て相談体制の充実・子育て情報の提供	9	◎	利用者支援事業（基本型）	(子育て支援課) → (R3年度から子ども家庭支援センター課) → (R5年度からおやこ包括支援センター課)	認定こども園、保育所、幼稚園等の施設や地域の子育て支援情報を集約し、子どもや保護者からの利用相談や、必要な情報提供・助言をするとともに、関係機関との連絡調整などを行います。	研修を受講し、子育て支援パートナーとして子ども家庭支援センターあそびの広場や出張あそびの広場で事業を実施	事業の継続	認定こども園、保育所、幼稚園等の施設や地域の子育て支援情報を集約し、子どもや保護者からの利用相談や、必要な情報提供・助言をするとともに、関係機関との連絡調整などを実施した。利用者の育児に関する相談に努め、来所ができない場合は電話等で育児相談を実施しきめ細やかな対応をした。	2:着手・推進	・子育て情報等を出張あそび広場の利用者にも周知した結果、利用者があそびの広場向陽台に来所し、育児相談等を実施し、利用者支援につながった。また、子ども家庭支援センター等の関係機関と連絡調整や情報共有することで、よりニーズにあった支援ができた。

第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画実施状況一覧（令和5年度）

※事業種別欄の「☆」「◎」は、子ども子育て支援新制度の該当事業です。「☆」は子ども・子育て給付、「◎」は地域子ども・子育て支援事業の対象事業です。

通しNO.	章	大項目	中項目	小項目 NO.	事業 種別	事業名	(所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は今後の取り組み	令和5年度の実施状況	進捗状況 1：完了 2：着手・推進 3：一部着手 4：未着手	令和5年度の自己評価
30	第1章 地域の子 育て支援	3 子育てに関する相談体制の充実と情報提供	(1) 子育て相談体制の充実・子育て情報の提供	10	◎	利用者支援事業（母子保健型）	(健康課)	妊娠前から乳幼児期にわたる様々な相談に応じ、必要な情報提供・助言をするとともに、関係機関との連絡調整などを行います。	妊娠届出時又は妊娠届出時のアンケートにより保健師が相談等を実施	令和2年度から実施	妊婦面接 677件	2:着手・推進	妊婦に対しての指導・助言は、必要時母子健康手帳交付時等の面接相談や電話相談にて実施できた。
31	第1章 地域の子 育て支援	4 子育てボランティア等への支援	(1) 子育て支援員の育成	1		子育て支援員の研修事業	(子育て支援課)	地域において子育て支援分野の各事業に従事することを希望する方に対し、研修制度を活用し子育て支援員の養成を図ります。	東京都子育て支援員研修のホームページへの掲載、募集要項の配布を実施	事業の継続	東京都主催の子育て支援員研修について市ホームページへの掲載、募集要項の配布を実施。	2:着手・推進	市内在住者の参加実績があり、子育て支援員の養成を図ることができた。
32	第1章 地域の子 育て支援	4 子育てボランティア等への支援	(2) 子育てボランティアの育成と連携	1		子育てサポーター養成講座	(子育て支援課)	子育てに関する知識や情報を身に付け、子育て支援ができる人材を養成します。	養成講座及びスキルアップ講座を年9回程度実施	事業の継続	子育てサポーター養成講座 1コース6回 延べ29名参加 スキルアップ講座 1コース1回 10名参加	2:着手・推進	子育てサポーター養成講座では、現在児童館で実施している『子育てサポーター事業』の見学会も取り入れ、6回連続講座を実施した。養成講座やスキルアップ講座の内容の充実を図ることで、講座を修了した方の積極的な事業参加につながった。
33	第1章 地域の子 育て支援	5 子どもの健全育成	(1) 学童クラブ・放課後子ども教室	1	◎	学童クラブ運営事業	(児童青少年課)	保護者が就労等により居間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。	1小学校あたり1学童クラブ16箇所を実施（公設公営4施設、公設民営9施設、民設民営3施設）	・令和2年度より順次民営化に取り組む。・特別な配慮を必要とする児童を受け入れるため、必要に応じて職員を配置する。・育成支援の質の確保のため、職員の放課後児童支援員の資格取得を推進する。・利用者等へ育成内容の周知に努める。	1小学校区あたり1学童クラブ以上（16箇所）で実施 令和6年度の民営化に向けて、城山小学校学童クラブを募集し、決定した。	2:着手・推進	児童の安全と健全な育成のための指導に努めた。学童クラブの民営化を推進し、民間事業者による質の高い多様な育成サービス等、運営の柔軟性や自主性を活かして実施できた。職員を加配することで、特別な配慮を必要とする児童を極力受け入れた。放課後児童支援員の研修を積極的に受講しスキルアップを図ることができた。

第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画実施状況一覧（令和5年度）

※事業種別欄の「☆」「◎」は、子ども子育て支援新制度の該当事業です。「☆」は子ども・子育て給付、「◎」は地域子ども・子育て支援事業の対象事業です。

通しNO.	章	大項目	中項目	小項目 NO.	事業 種別	事業名	(所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は今後の取り組み	令和5年度の実施状況	進捗状況 1:完了 2:着手・推進 3:一部着手 4:未着手	令和5年度の自己評価
34	第1章 地域の子 育て支援	5 子どもの健全 育成	(1) 学童クラ ブ・放課後子ども 教室	2		放課後子ども教室	(生涯学習課)	各小学校に通学する児童を対象に、放課後の安心・安全な居場所を提供することを目的として、子どもの遊びや軽スポーツ活動等を行います。	市内12小学校に通う児童を対象に実施	事業の継続	市内全12小学校の1年生～6年生を対象に実施した。 実施日：毎週月～金曜日（祝日・年末年始等は除く） 会場：実施小学校の体育館・特別教室等 開催回数：243回 参加児童：延べ63,836人 おやつ提供及び午後6時までの利用時間延長を試行実施し、17,246食のおやつ利用及び延べ2,401人の利用時間延長利用があった。	2:着手・推進	市内全小学校・全学年の児童を対象に放課後の安心・安全な居場所を提供することができた。 また、おやつ提供と利用時間の延長を試行実施し、サービスの向上を図ることができた。
35	第1章 地域の子 育て支援	5 子どもの健全 育成	(2) 子どもたちの居場所づくり	1		児童館事業	(児童青少年課)	子どもに自由な遊び場を提供し、心身の健全育成・情操を豊かにすることを目的とした事業を行います。	市内5児童館で実施 ・公設公営 3館 ・公設民営 1館 ・民設民営 1館	民営化の検討	【実施事業】 幼児事業 創作事業 健康増進事業 交流事業 他 令和6年度の民営化に向けて、城山文化センター児童館の運営事業者を募集し、決定した。	2:着手・推進	子どもたちに健全な遊びを与える場とすることができた。 また、各児童館における来館者の趣向に沿った事業を実施することができた。
36	第1章 地域の子 育て支援	5 子どもの健全 育成	(2) 子どもたちの居場所づくり	2		「中・高校生タイム」	(児童青少年課)	中・高校生のために児童館を開放し、中・高校生の居場所として実施します。	第三児童館、第四児童館、城山児童館、本郷児童館で実施	事業の継続	中学生タイム ・開館日の午後5時から6時 本郷児童館 291回、延べ利用者数1,001人 ・月曜日の午後4時から4時50分 第三児童館 35回、延べ利用者数22人 第四児童館 46回、延べ利用者数11人 城山児童館 38回、延べ利用者数33人	2:着手・推進	子どもたちに健全な遊びを与える場とすることができた。 また、各児童館における来館者の趣向に沿った事業を実施することができた。

第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画実施状況一覧（令和5年度）

※事業種別欄の「☆」「◎」は、子ども子育て支援新制度の該当事業です。「☆」は子ども・子育て給付、「◎」は地域子ども・子育て支援事業の対象事業です。

通しNO.	章	大項目	中項目	小項目 NO.	事業 種別	事業名	（所管課）	事業概要	現況	今後の目標又は今後の取り組み	令和5年度の実施状況	進捗状況 1：完了 2：着手・推進 3：一部着手 4：未着手	令和5年度の自己評価
37	第1章 地域の子 育て支援	5 子どもの健全 育成	（2）子どもたち の居場所づくり	3		中・高校生の居場所	（児童青少年課）	中・高校生が気軽に訪問できる居場所事業を実施している団体の活動を支援します。	城山文化センター等を活用し事業を実施している団体の活動支援を実施	事業の継続	年49回延べ344人の利用にとどまった。	2:着手・推進	新型コロナウイルス感染症の影響はあったが、必要とする人の居場所を継続して確保することに意義があったと認識している。
38	第1章 地域の子 育て支援	6 経済的支援の 充実	（1）児童手当等 の支給	1	☆	児童手当	（子育て支援課）	児童手当法に基づき手当を支給し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	中学校3年生以下の児童を養育する者に法令に定める額の手当を支給	事業の継続	○児童手当 法令に基づき支給 延べ支給児童数 130,683人 総支給額 1,352,650,000円	2:着手・推進	法令に基づき児童手当を支給し、経済的支援の充実を図った。
39	第1章 地域の子 育て支援	6 経済的支援の 充実		2		特別児童扶養手当	（子育て支援課）	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき手当を支給し、障害児のいる家庭の経済的負担の軽減を図ります。	精神及び身体に一定の障害を有する20歳未満児童を養育する者に、法令に定める額の手当を支給	事業の継続	○特別児童扶養手当 法令に基づき東京都へ進達 受給権者 102人	2:着手・推進	法令に基づき、児童に一定の障害がある家庭を対象に、特別児童扶養手当の事務処理を行い、東京都へ進達し、児童の福祉の増進を図った。
40	第1章 地域の子 育て支援	6 経済的支援の 充実		3		障害児福祉手当	（障害福祉課）	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき手当を支給し、障害児のいる家庭の経済的負担の軽減を図ります。	重度の障害があるため日常生活において常時介護が必要な20歳未満の者に、法令に定める額の手当を支給	事業の継続	法令に基づき支給 延べ支給児童数441人 総支給額 6,685,380円	2:着手・推進	継続して支給することで、法の目的である、精神または心身に重度の障害を有する児童の福祉の増進を図ることができた。
41	第1章 地域の子 育て支援	6 経済的支援の 充実	（2）医療費助成 の充実	1		乳幼児医療費助成制度	（子育て支援課）	稲城市乳幼児の医療費の助成に関する条例に基づき医療費を助成します。	小学校就学前の乳幼児の健康保険が適用される医療費のうち、自己負担分を助成	事業の継続	健康保険が適用される医療費のうち、自己負担分の2割全額の助成を継続して実施。 （所得制限なし） 延べ受診件数 114,887件 総助成額 201,733,196円	2:着手・推進	乳幼児を養育している家庭に対し、医療費の助成を行い、経済的支援の充実を図った。
42	第1章 地域の子 育て支援	6 経済的支援の 充実	（2）医療費助成 の充実	2		義務教育就学児医療費助成制度	（子育て支援課）	稲城市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例に基づき医療費を助成します。	小学校1年生から中学3年生までの児童の健康保険が適用される医療費のうち、通院1回につき200円の自己負担を除き、自己負担分を助成	事業の継続	健康保険が適用される医療費のうち、通院1回につき200円の自己負担を除き、自己負担分3割全額の助成を継続して実施。 （所得制限あり） 延べ受診件数 91,139件 総助成額 194,864,733円	2:着手・推進	義務教育就学児を養育している家庭に対し、医療費の助成を行い、経済的支援の充実を図った。

第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画実施状況一覧（令和5年度）

※事業種別欄の「☆」「◎」は、子ども子育て支援新制度の該当事業です。「☆」は子ども・子育て給付、「◎」は地域子ども・子育て支援事業の対象事業です。

通しNO.	章	大項目	中項目	小項目 NO.	事業 種別	事業名	(所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は今後の取り組み	令和5年度の実施状況	進捗状況 1:完了 2:着手・推進 3:一部着手 4:未着手	令和5年度の自己評価
43	第1章 地域の子 育て支援	6 経済的支援の 充実	(2) 医療費助成 の充実	3		未熟児養育医療給付制度	(子育て支援課)	母子保健法に基づき未熟児の医療費及び食事代を助成します。	医師が入院養育を必要と認めた未熟児にかかる医療費及び食事代の助成を実施	事業の継続	未熟児にかかる医療費及び食事代の助成を実施 延べ診療月数 51月 総助成費 5,339,131円	2:着手・推進	入院養育が必要な未熟児に係る医療費及び食事代の助成を行い、経済的支援の充実を図った。
44	第1章 地域の子 育て支援	6 経済的支援の 充実	(3) 就園・就学 等の援助	1	☆	幼児教育・保育の無償化	(子育て支援課)	幼児教育・保育に係る保護者の負担を軽減するため、国の制度に沿って、幼児教育・保育の無償化を実施します。	・3～5歳児及び0～2歳児非課税世帯の認可保育所、認定こども園、新制度幼稚園、家庭的保育事業等の保育料無償化並びに現行制度幼稚園、認可外保育施設利用者への子育てのための施設等利用給付を実施	事業の継続	・3～5歳児及び0～2歳児非課税世帯の認可保育所、認定こども園、新制度幼稚園、家庭的保育事業等の保育料無償化を実施 ・現行制度幼稚園、認可外保育事業利用者等への子育てのための施設等利用給付を実施 (月額上限:幼稚園2.57万円、認可外保育事業の3歳児クラス以上3.7万円、2歳児クラス以下の非課税世帯4.2万円)	2:着手・推進	法制度に基づき幼児教育・保育の無償化を実施し、保護者の経済的負担の軽減を図ることができた。
45	第1章 地域の子 育て支援	6 経済的支援の 充実	(3) 就園・就学 等の援助	1	☆	幼児教育・保育の無償化	(障害福祉課)	幼児教育・保育に係る保護者の負担を軽減するため、国の制度に沿って、幼児教育・保育の無償化を実施します。	・児童発達支援等について満3歳になってから初めての4月1日から3年間の利用料無償化を実施	事業の継続	3～5歳児の児童発達支援等事業について、国の制度に沿って、本人利用料の無償化を実施した。	2:着手・推進	療育等の支援が必要な児童の保護者の経済的な負担の軽減を図ることができた。
46	第1章 地域の子 育て支援	6 経済的支援の 充実	(3) 就園・就学 等の援助	2		私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助事業	(子育て支援課)	私立幼稚園に通園させている保護者に対して、所得に応じて保育料の一部を補助します。	東京都の定める補助金額に加え入園準備に係る経費の補助金を上乗せして交付	事業の継続	都制度の補助額(所得、兄弟数に応じ月額上限1,800円～6,200円)に加え、市独自に入園準備金年1万円)を上乗せして交付した。	2:着手・推進	市内に居住し私立幼稚園に在園する幼児の保護者に対し、市補助金を交付し、経済的負担の軽減を図ることができた。
47	第1章 地域の子 育て支援	6 経済的支援の 充実	(3) 就園・就学 等の援助	3		認可外保育事業利用者利用料補助	(子育て支援課)	東京都認証保育所、企業主導型保育事業利用者の利用料の一部を補助します。	東京都認証保育所及び企業主導型保育事業利用者の利用料の一部に対し補助金を交付	事業の継続	東京都認証保育所及び企業主導型保育事業利用者の利用料の一部に対し補助金を交付した。(所得、年齢、兄弟数に応じ月額上限～4.7万円)	2:着手・推進	都制度に基づき認証保育所及び企業主導型保育事業利用者の経済的負担の軽減を図ることができた。
48	第1章 地域の子 育て支援	6 経済的支援の 充実	(3) 就園・就学 等の援助	4		就学援助費	(学務課)	国公立の小中学校に在籍する児童生徒の保護者に対し、教育費の一部を援助します。	学用品・通学用品費、学校給食費、校外学習費等を支給	事業の継続	国公立の小中学校に在籍する児童生徒の保護者に対し、教育費の一部を援助した。 小学校 502人 中学校 272人	2:着手・推進	教育費の一部を援助し、経済的負担が軽減され、児童生徒の円滑な就学が図られた。

第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画実施状況一覧（令和5年度）

※事業種別欄の「☆」「◎」は、子ども子育て支援新制度の該当事業です。「☆」は子ども・子育て給付、「◎」は地域子ども・子育て支援事業の対象事業です。

通しNO.	章	大項目	中項目	小項目 NO.	事業 種別	事業名	(所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は今後の取り組み	令和5年度の実施状況	進捗状況 1：完了 2：着手・推進 3：一部着手 4：未着手	令和5年度の自己評価
49	第1章 地域の子 育て支援	6 経済的支援の 充実	(3) 就園・就学 等の援助	5		就学奨励費	(学務課)	特別支援学級に在籍する児童生徒又は、通常学級に在籍し一定の障害のある児童生徒の保護者に対し、教育費の一部を援助します。	学用品・通学用品費、学校給食費、校外学習費、通学費等を支給	事業の継続	特別支援学級に在籍する児童生徒又は、通常学級に在籍し一定の障害のある児童生徒の保護者に対し、教育費の一部を援助した。 小学校 85人 中学校 35人	2:着手・推進	教育費の一部を援助し、経済的負担が軽減され、児童生徒の円滑な就学が図られた。
50	第1章 地域の子 育て支援	6 経済的支援の 充実	(3) 就園・就学 等の援助	6	◎	実費徴収補足給付事業	(子育て支援課)	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。	制度の対象とする費用について必要性を含め検討中	必要性を含め検討	生活保護制度があることから当事業は実施せず、継続的に検討することとした。	2:着手・推進	継続的に検討した。
51	第2章 親と子の 健康の維 持と増進	1 妊産婦・乳幼児に 関する切れ目のない支援の 充実	(1) 妊娠期からの 支援の実施	1		母親学級・両親学級	(健康課) →(R5年度からおやこ包括支援センター課)	妊娠、出産、育児についての知識を習得し、地域での仲間づくりを支援するとともに、妊娠中から夫婦ともに親となる心構えや、協力し合う必要性を伝えることを目的に実施します。	・母親学級：妊娠、出産、育児等についての知識や、母親たちの仲間づくりを促す。 ・両親学級：妊婦体験や沐浴体験及び先輩パパママからの講話などを実施	事業の継続	〈母親学級〉年6回開催 〈両親学級〉年12回開催	2:着手・推進	母親学級では、同時期に出産・育児をする方と知り合う機会となっている。妊娠中の不安等の軽減につながった。 両親学級は、夫婦で受講し、父親が育児に関わるきっかけとなり、妊婦への理解が深まったという声が聞かれた。
52	第2章 親と子の 健康の維 持と増進	1 妊産婦・乳幼児に 関する切れ目のない支援の 充実	(1) 妊娠期からの 支援の実施	2		妊婦訪問指導	(健康課) →(R5年度からおやこ包括支援センター課)	妊婦に対して必要な指導・助言及び相談を行います。	妊婦は若年及び高齢出産予定の希望者を対象に実施	事業の継続	訪問指導実施5件（延べ人員）	2:着手・推進	妊婦に対しての指導・助言は、必要時母子健康手帳交付時等の面接相談や電話相談にて実施できた。
53	第2章 親と子の 健康の維 持と増進	1 妊産婦・乳幼児に 関する切れ目のない支援の 充実	(1) 妊娠期からの 支援の実施	3		妊婦健康診査	(健康課) →(R5年度からおやこ包括支援センター課)	妊婦や胎児の健康を管理し、安全で安心して出産へ臨めるよう妊婦健康診査を実施します。	・都内委託医療機関で実施 ・助産院・都外医療機関で受診の場合は償還払いにより健診を実施	事業の継続	妊婦健康診査14回、子宮頸がん検診1回、超音波検査1回（10月1日以降は4回）。 都内委託医療機関で実施。助産院・都外医療機関で受診の場合は償還払いにより健診を実施。	2:着手・推進	妊婦の健康管理の一助として役立てられた。
54	第2章 親と子の 健康の維 持と増進	1 妊産婦・乳幼児に 関する切れ目のない支援の 充実	(1) 妊娠期からの 支援の実施	4		妊婦歯科健康診査	(健康課) →(R5年度からおやこ包括支援センター課)	歯科疾患が増加しやすい妊婦の歯科健康診査を実施します。	保健センターで実施	事業の継続	年10回実施 受診者実数43名	2:着手・推進	妊娠中の口腔内変化に対する相談に応じることができた。

第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画実施状況一覧（令和5年度）

※事業種別欄の「☆」「◎」は、子ども子育て支援新制度の該当事業です。「☆」は子ども・子育て給付、「◎」は地域子ども・子育て支援事業の対象事業です。

通しNO.	章	大項目	中項目	小項目 NO.	事業 種別	事業名	(所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は今後の取り組み	令和5年度の実施状況	進捗状況 1:完了 2:着手・推進 3:一部着手 4:未着手	令和5年度の自己評価
55	第2章 親と子の 健康の維 持と増進	1 妊産婦・乳幼 児に関する切れ目 のない支援の充実	(1) 妊娠期から の支援の実施	5	◎	育児支援ヘルパー事業	(子育て支援課) →(R3年度から 子ども家庭支援セ ンター課) →(R5年度から おやこ包括支援セ ンター課)	産前産後の家事及び育児に支援が 必要とされる家庭にヘルパーを派 遣し、家庭での家事や育児を支援 します。	広報やホームページ、パンフレッ ト等で周知	事業の継続	○育児支援ヘルパー派遣 利用世帯…125件 利用回数…455回 利用時間数…775.5時間	2:着手・推 進	育児支援ヘルパー事業 をすすめることで、妊 娠期～子育て世帯の育児 家事負担の軽減につな がった。
56	第2章 親と子の 健康の維 持と増進	1 妊産婦・乳幼 児に関する切れ目 のない支援の充実	(1) 妊娠期から の支援の実施	6	◎	利用者支援事業（母子保健型） [第1章3.10再掲]	(健康課) →(R5年度から おやこ包括支援セ ンター課)	妊娠期から乳幼児期にわたる様々 な相談に応じ、必要な情報提供・ 助言をするとともに、関係機関と の連絡調整などを行います。	妊娠届出時又は妊娠届出時のアン ケートにより保健師が相談等を実 施	令和2年度から実施	妊婦面接 677件	2:着手・推 進	妊婦に対しての指導・ 助言は、必要時母子健 康手帳交付時等の面接 相談や電話相談にて実 施できた。
57	第2章 親と子の 健康の維 持と増進	1 妊産婦・乳幼 児に関する切れ目 のない支援の充実	(2) 乳幼児の健 康診査等の実施	1		新生児訪問指導	(健康課) →(R5年度から おやこ包括支援セ ンター課)	生後4か月までの乳児のいる全て の家庭を保健師及び訪問指導員が 訪問し、母親や乳児の発育・発達 の相談に応じます。	生後4か月までの全ての家庭を訪 問	事業の継続	新生児訪問を希望している家 庭に対して、訪問実施でき た。	2:着手・推 進	産婦の体調、赤ちゃん の発育発達、育児に関 する相談等について、 対象者の個々の状況に 応じて具体的な助言・ 指導ができた。
58	第2章 親と子の 健康の維 持と増進	1 妊産婦・乳幼 児に関する切れ目 のない支援の充実	(2) 乳幼児の健 康診査等の実施	2	◎	乳児家庭全戸訪問事業	(健康課) →(R5年度から おやこ包括支援セ ンター課)	生後4か月までの乳児のいる全て の家庭を保健師及び訪問指導員が 訪問し、子育て支援に関する指 導・助言を行うことにより、適切 な養育の実施を支援します。	生後4か月までの全ての家庭を訪 問	事業の継続	産婦714名、新生児561 名、未熟児146名（実人員） に実施。	2:着手・推 進	産婦の体調、赤ちゃん の発育発達、育児に関 する相談等について、 対象者の個々の状況に 応じて具体的な助言が できた。
59	第2章 親と子の 健康の維 持と増進	1 妊産婦・乳幼 児に関する切れ目 のない支援の充実	(2) 乳幼児の健 康診査等の実施	3		乳幼児健康診査	(健康課) →(R5年度から おやこ包括支援セ ンター課)	3～4か月児、6・9か月児、1 歳6か月児、3歳児を対象に各健 康診査を行うことにより、児の発 育・発達の確認及び疾病・異常の 早期発見に努め、児の状態や育児 状況に応じた適切な支援を行いま す。診察の結果、必要に応じて乳 幼児精密健診票を交付します。	(集 団 健 康 診 査) ・3～4か月児健康診査・1歳6か 月時健康診査・3歳児健康診査 (個別健康診査) ・6～7か月児健康診査・9～10 か月児健康診査 を実施	事業の継続	3～4か月児健康診査、1歳6 か月健康診査、3歳児健康診 査は月3～4回実施。受診率 は、3～4か月健康診査は 98.8%、1歳6か月健康診査 は96.0%、3歳児健康診査 は101.0%。 6～7か月健康診査、9～10 か月健康診査は都内医療機関 で実施。受診率はそれぞれ 99.1%、97.6%であった。	2:着手・推 進	受診率は90%以上を 維持できている。
60	第2章 親と子の 健康の維 持と増進	1 妊産婦・乳幼 児に関する切れ目 のない支援の充実	(2) 乳幼児の健 康診査等の実施	4		乳幼児経過観察 発達健康診査	(健康課) →(R5年度から おやこ包括支援セ ンター課)	乳幼児健康診査で要経過観察と判 断された又は保護者から相談の あった児を対象に各児の課題に重 点を置いて発育・発達等を継続的 に確認し、疾病・障害の早期発見 に努めます。	専門医等による健康診査を実施・ 経過観察健康診査・発達健康診査	事業の継続	専門医等による健康診査を実 施。 経過観察健康診査年8回 発達健康診査年8回	2:着手・推 進	専門医に直接相談する 機会を持つことができ た。また、保護者の心 理的な負担に配慮しな がら、乳幼児の成長・ 発達を見守り、適切な 時期に専門医療機関や 療育機関を紹介するこ とができた。

第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画実施状況一覧（令和5年度）

※事業種別欄の「☆」「◎」は、子ども子育て支援新制度の該当事業です。「☆」は子ども・子育て給付、「◎」は地域子ども・子育て支援事業の対象事業です。

通しNO.	章	大項目	中項目	小項目 NO.	事業 種別	事業名	(所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は今後の取り組み	令和5年度の実施状況	進捗状況 1：完了 2：着手・推進 3：一部着手 4：未着手	令和5年度の自己評価
61	第2章 親と子の 健康の維 持と増進	1 妊産婦・乳幼 児に関する切れ目 のない支援の充実	(2) 乳幼児の健 康診査等の実施	5		歯科健診事業	(健康課) → (R5年度から おやこ包括支援セ ンター課)	「親子歯みがき教室」「1歳児歯 科健康診査」「2歳児歯科健康診 査」「2歳6か月児歯科健康診 査」を実施し、むし歯予防だけ でなく、食べ方の相談や子育て支援 の場としての歯科健診・歯科相談 を実施します。	親子はみがき教室、1歳児歯科健 康診査、2歳児歯科健康診査、2 歳6か月児歯科健康診査を実施	事業の継続	親子はみがき教室は年10回 実施。 1歳児歯科健康診査は年24 回、2歳児歯科健康診査及び 2歳6か月児歯科健康診査は 年各12回実施。	2:着手・推進	歯科健診では、むし歯 予防指導と併せて、生 活習慣（生活リズム、 卒乳、離乳食など）及 び成長・発達に関する 相談・指導を、各職種 が連携して実施するこ とができた。
62	第2章 親と子の 健康の維 持と増進	1 妊産婦・乳幼 児に関する切れ目 のない支援の充実	(2) 乳幼児の健 康診査等の実施	6		予防接種事業	(健康課)	予防接種法に基づき、四種混合・ 三種混合・二種混合・ポリオ・麻 しん・風しん・麻しん・風しん混 合・日本脳炎・BCG・ヒトパ ローマウイルス感染症・Hib感 染症・小児の肺炎球菌感染症・水 痘・B型肝炎の予防接種を行います。	予防接種法に基づき、四種混合・ 三種混合・二種混合・ポリオ・麻 しん・風しん・麻しん・風しん混 合・日本脳炎・BCG・ヒトパ ローマウイルス感染症・Hib感 染症・小児の肺炎球菌感染症・水 痘・B型肝炎の予防接種を実施	事業の継続	予防接種法に基づき、四種混 合・三種混合・二種混合・ポ リオ・麻しん・風しん・麻し ん・風しん混合・日本脳炎・ BCG・ヒトパローマウイル ス感染症・Hib感染症・ 小児の肺炎球菌感染症・水 痘・B型肝炎の予防接種を 行った。	2:着手・推 進	予防接種法に基づき、 予防接種事業を着実に 実施した。
63	第2章 親と子の 健康の維 持と増進	1 妊産婦・乳幼 児に関する切れ目 のない支援の充実	(3) 健康相談・ 学習の実施	1		母子健康相談 〔第1章3（1）4再掲〕	(健康課) → (R5年度から おやこ包括支援セ ンター課)	妊産婦・乳幼児を対象に子育て等 に関する悩みの相談を実施しま す。	母乳相談、育児相談、栄養相談及 び身体計測を実施	事業の継続	母乳相談年12回 保健相談年12回 栄養相談年12回		これまでの発育経過を 踏まえ、対象者に合わ せた相談ができた。
64	第2章 親と子の 健康の維 持と増進	1 妊産婦・乳幼 児に関する切れ目 のない支援の充実	(3) 健康相談・ 学習の実施	2		育児学級事業	(健康課) → (R5年度から おやこ包括支援セ ンター課)	育児不安を抱えた保護者を支援す るためのグループとして、子ども の成長・発達を促すためのグルー プ「きらきら学級」、育児に不安 を抱きやすい方のグループ「子育 てグループ」、多胎児を対象とし た「ふたこの会」を実施すること により、育児不安の軽減を図りま す。	・きらきら学級：年10回 ・子 育てグループ：年12回 ・ふた この会：年6回	事業の継続	<きらきら学級>年10回 (大人延48人、子ども延48 人) <ふたこの会>年6回 (大人延19人、子ども延28 人) <子育てグループ・あそびの 広場>実施年12回 (大人延17人、子ども延17 人)	2:着手・推 進	子育ての悩みを親が一 人で抱えたり、孤立し ないよう、子どもの成 長時期に合わせた学級 を実施し、子育てに関 する不安の軽減が図れ る場となった。
65	第2章 親と子の 健康の維 持と増進	1 妊産婦・乳幼 児に関する切れ目 のない支援の充実	(3) 健康相談・ 学習の実施	3		子育て力向上支援事業	(子育て支援課) → (R3年度から 子ども家庭支援セ ンター課) → (R5年度から おやこ包括支援セ ンター課)	親同士が自分の力を出し合い、相 互に学びあうグループ支援を実施 することにより、子どもへの不適 切な関わり改善を促し、育児不 安の軽減を図るため、ペアレン トトレーニング講座を実施します。	ペアレントトレーニング講座を年 2クール9回シリーズ開催	事業の継続	〇ペアレントトレーニング 講座 1コース9回を2コース実施 延べ人数・1コース36名・2 コース23名	2:着手・推 進	講座を通して、親自身の 行動を振り返り、 子どもへの関わり方、言 葉かけ等を学ぶことが でき、良好な親子関係や子 どもの自己肯定感を育む ことにつながった。

第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画実施状況一覧（令和5年度）

※事業種別欄の「☆」「◎」は、子ども子育て支援新制度の該当事業です。「☆」は子ども・子育て給付、「◎」は地域子ども・子育て支援事業の対象事業です。

通しNO.	章	大項目	中項目	小項目 NO.	事業 種別	事業名	(所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は今後の取り組み	令和5年度の実施状況	進捗状況 1：完了 2：着手・推進 3：一部着手 4：未着手	令和5年度の自己評価
	第2章 親と子の 健康の維持と増進	2 食育の推進	(1) 食育に関する啓発			他の計画で進捗管理を行っているため、本計画での進捗管理対象事業なし				事業の継続			
	第2章 親と子の 健康の維持と増進	2 食育の推進	(2) 食育学習の推進			他の計画で進捗管理を行っているため、本計画での進捗管理対象事業なし				事業の継続			
	第2章 親と子の 健康の維持と増進	3 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実	(1) 地域保健の充実			他の計画で進捗管理を行っているため、本計画での進捗管理対象事業なし				事業の継続			
	第2章 親と子の 健康の維持と増進	3 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実	(2) 心の問題への対応			他の計画で進捗管理を行っているため、本計画での進捗管理対象事業なし							
	第2章 親と子の 健康の維持と増進	4 小児医療の充実	(1) 小児医療の充実			他の計画で進捗管理を行っているため、本計画での進捗管理対象事業なし							
	第2章 親と子の 健康の維持と増進	4 小児医療の充実	(2) 小児救急医療体制の確保			他の計画で進捗管理を行っているため、本計画での進捗管理対象事業なし							
	第3章 心身の健全な成長のための教育環境の整備	1 次代の親づくり	乳幼児とのふれあいの推進			他の計画で進捗管理を行っているため、本計画での進捗管理対象事業なし							
	第3章 心身の健全な成長のための教育環境の整備	2 子どもの生きぬく力の育成に向けた学校の教育環境の整備	(1) 確かな学力と生きぬく力の育成			他の計画で進捗管理を行っているため、本計画での進捗管理対象事業なし							

第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画実施状況一覧（令和5年度）

※事業種別欄の「☆」「◎」は、子ども子育て支援新制度の該当事業です。「☆」は子ども・子育て給付、「◎」は地域子ども・子育て支援事業の対象事業です。

通しNO.	章	大項目	中項目	小項目 NO.	事業 種別	事業名	(所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は今後の取り組み	令和5年度の実施状況	進捗状況 1:完了 2:着手・推進 3:一部着手 4:未着手	令和5年度の自己評価
	第3章 心身の健やかな成長のための教育環境の整備	2 子どもの生きぬく力の育成に向けた学校の教育環境の整備	(2) 特色ある学校教育の推進			他の計画で進捗管理を行っているため、本計画での進捗管理対象事業なし							
	第3章 心身の健やかな成長のための教育環境の整備	3 家庭や地域の教育力の向上	(1) 家庭の教育力の向上			他の計画で進捗管理を行っているため、本計画での進捗管理対象事業なし							
66	第3章 心身の健やかな成長のための教育環境の整備	3 家庭や地域の教育力の向上	(2) 地域における学習・文化活動の推進	1		青少年育成地区委員会活動	(児童青少年課)	・市内10地区の委員会により、各地区の特色を生かした様々な体験活動の機会を提供する。 ・子どもが健やかに成長できるようなテーマで地区委員会が合同で研修会を開催。	・各地区委員会で年間計画に基づき、キャンプや地域の様々な事業を実施 ・「子ども・若者育成支援強調月間（11月）」に合わせて研修会を実施	事業の継続	各地区委員会での年間計画に基づきキャンプや塞の神などの事業を実施した。地区委員会委員長会による合同研修会については、実施することができた。	2:着手・推進	各地区委員会の工夫などにより実施できたと認識している。
67	第3章 心身の健やかな成長のための教育環境の整備	3 家庭や地域の教育力の向上	(2) 地域における学習・文化活動の推進	2		ジュニアワーカーセミナー	(児童青少年課)	市内小学5年生から中学3年生を対象に、自然体験や団体生活を通して心身を育てる事業を年度単位で実施。	地域や学校で積極的に活動を行うリーダーの養成を実施（定員50名、全7回のプログラムを実施）	事業の継続	全8回を計画し、実施した。参加者は37人となった。	2:着手・推進	青少年委員とセミナー内容について工夫をしながら実施することができた。
68	第3章 心身の健やかな成長のための教育環境の整備	3 家庭や地域の教育力の向上	(2) 地域における学習・文化活動の推進	3		稲城ふれあいの森管理運営	(児童青少年課)	自然環境に配慮し、青少年団体をはじめ、誰もが安全・安心に利用できるよう施設内の整備を進める。	一般開放、団体開放、夏期開放、学校開放を実施	事業の継続	一般開放日は49回となった。 年間入村者数 3,647人（内訳） 一般開放(個人) 1,967人 一般開放(団体) 347人 キャンプ(小学校) 899人 キャンプ(地区) 379人 キャンプ(親子) 55人	2:着手・推進	年間を通じて施設の維持管理を行い、利用を継続することができた。
	第4章 子育て家庭にやさしい生活環境の整備	1 良好な居住環境の整備	(1) 良質な住宅計画の指導			他の計画で進捗管理を行っているため、本計画での進捗管理対象事業なし				事業の継続			

第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画実施状況一覧（令和5年度）

※事業種別欄の「☆」「◎」は、子ども子育て支援新制度の該当事業です。「☆」は子ども・子育て給付、「◎」は地域子ども・子育て支援事業の対象事業です。

通しNO.	章	大項目	中項目	小項目 NO.	事業 種別	事業名	（所管課）	事業概要	現況	今後の目標又は今後の取り組み	令和5年度の実施状況	進捗状況 1：完了 2：着手・推進 3：一部着手 4：未着手	令和5年度の自己評価
	第4章 子育て家庭にやさしい生活環境の整備	1 良好な居住環境の整備	（2）公共施設等の改善			他の計画で進捗管理を行っているため、本計画での進捗管理対象事業なし				事業の継続			
	第4章 子育て家庭にやさしい生活環境の整備	2 子育てにやさしい環境の整備	（1）安全な道路環境の整備			他の計画で進捗管理を行っているため、本計画での進捗管理対象事業なし				事業の継続			
	第4章 子育て家庭にやさしい生活環境の整備	2 子育てにやさしい環境の整備	（2）公園等の整備			他の計画で進捗管理を行っているため、本計画での進捗管理対象事業なし				事業の継続			
	第4章 子育て家庭にやさしい生活環境の整備	3 安全・安心まちづくりの推進	（1）安全・安心まちづくりの推進			他の計画で進捗管理を行っているため、本計画での進捗管理対象事業なし				事業の継続			
	第5章 ワーク・ライフ・バランスの推進	1 男女の働き方等の見直し	男女の働き方等の見直し			他の計画で進捗管理を行っているため、本計画での進捗管理対象事業なし				事業の継続			
	第5章 ワーク・ライフ・バランスの推進	2 仕事と子育ての両立支援	児童虐待防止対策の充実			他の計画で進捗管理を行っているため、本計画での進捗管理対象事業なし				事業の継続			
	第6章 子どもの安全の確保	1 子どもの交通安全の確保	子どもの交通安全の確保			他の計画で進捗管理を行っているため、本計画での進捗管理対象事業なし				事業の継続			

第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画実施状況一覧（令和5年度）

※事業種別欄の「☆」「◎」は、子ども子育て支援新制度の該当事業です。「☆」は子ども・子育て給付、「◎」は地域子ども・子育て支援事業の対象事業です。

通しNO.	章	大項目	中項目	小項目 NO.	事業 種別	事業名	（所管課）	事業概要	現況	今後の目標又は今後の取り組み	令和5年度の実施状況	進捗状況 1：完了 2：着手・推進 3：一部着手 4：未着手	令和5年度の自己評価
	第6章 子どもの 安全の確 保	2 子どもを犯罪 から守る環境及び 活動の推進	子どもを犯罪から 守る環境及び活動 の推進			他の計画で進捗管理を行っ ているため、本計画での進 捗管理対象事業なし				事業の継続			
	第6章 子どもの 安全の確 保	3 子どもを取り 巻く有害環境対策 の推進	子どもを取り巻く 有害環境対策の推 進			他の計画で進捗管理を行っ ているため、本計画での進 捗管理対象事業なし				事業の継続			
69	第7章 特別な支 援を必要 とする子 どもへの 支援	1 児童虐待防止 対策の充実	児童虐待防止対策 の充実	1		児童虐待対応事業	（子育て支援課） →（R3年度から 子ども家庭支援セ ンター課）	児童虐待の防止・早期発見・早期 対応のために、家族及び地域住民 や関係機関等からの虐待通告に対 し、子ども家庭支援センターで迅 速に対応します。	・通告後に受理したケースにつ いては、受理会議後原則48時間以 内に児童の安否確認を実施 ・地域の関係機関等と連携を取り ながら支援・見守り等を実施	事業の継続	・通告後に受理したケースにつ いて、受理会議原則48時 間以内に児童の安否確認を行 い、その後、地域の関係機関 と連携を取りながら支援・見 守りを実施した。 虐待通告…202件（虐待該当 …172件、虐待非該当…30 件）	2:着手・推進	関係機関との連携を強 化することで迅速に対 応した。
70	第7章 特別な支 援を必要 とする子 どもへの 支援	1 児童虐待防止 対策の充実	児童虐待防止対策 の充実	2		要保護児童対策地域協議会	（子育て支援課） →（R3年度から 子ども家庭支援セ ンター課）	児童虐待の防止及び早期発見・早 期対応のために、代表者会議では 要保護児童対策の検討及び関係機 関の連携を強化、実務者会議で は、要保護児童等の実態把握や支 援を行っているケースの総合的な 把握・進捗管理等について協議・ 検討、ケース検討会議では個別の 案件について具体的な支援の内容 を検討します。	要保護児童対策地域協議会・代 表者会議（年1回） ・実務者会議（特定妊婦部会） （進行管理会議） ・個別ケース検討会議	事業の継続	○要保護児童対策地域協議会 代表者会議…1回 実務者会議 ・特定妊婦部会…3回 ・虐待進行管理会議…4回 ・虐待予防検討会…12回 個別ケース検討会議…24回	2:着手・推 進	より良い支援の実現の ため、ケース検討会議 において関係機関と密 な連携を図り、適切に 対応した。
71	第7章 特別な支 援を必要 とする子 どもへの 支援	1 児童虐待防止 対策の充実	児童虐待防止対策 の充実	3		子どもと家庭の総合相談 〔第1章3（1）3再掲〕	（子育て支援課） →（R3年度から 子ども家庭支援セ ンター課）	18歳未満の子どもを育てる家庭 が抱える課題に関して、専門相談 員による総合的な相談を実施しま す。	子ども家庭支援センターで実施・ 来所相談・電話相談・メール相談	事業の継続	○子どもと家庭の総合相談 （臨床心理士・精神保健福祉 士・保育士・保健師等による 相談） 新規相談受理件数…356件 （虐待…202件、養育困難… 98件、保健…0件、障害…6 件、非行…1件、育成…48 件、その他…1件）	2:着手・推 進	職員同士の連携や専門 知識の活用、他機関と の連携を密にすること により、多種多様な相 談に対応することがで きた。

第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画実施状況一覧（令和5年度）

※事業種別欄の「☆」「◎」は、子ども子育て支援新制度の該当事業です。「☆」は子ども・子育て給付、「◎」は地域子ども・子育て支援事業の対象事業です。

通しNO.	章	大項目	中項目	小項目 NO.	事業 種別	事業名	（所管課）	事業概要	現況	今後の目標又は今後の取り組み	令和5年度の実施状況	進捗状況 1：完了 2：着手・推進 3：一部着手 4：未着手	令和5年度の自己評価
72	第7章 特別な支援を必要とする子どもへの支援	1 児童虐待防止対策の充実	児童虐待防止対策の充実	4	◎	養育支援訪問事業	（子育て支援課） →（R3年度から子ども家庭支援センター課）	養育支援が必要であると判断した家庭に対し、専門相談員が家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、適切な養育の実施を確保します。	臨床心理士・保育士・保健師等による家庭訪問による支援等を実施	事業の継続	○保健師・保育士・臨床心理士等による訪問支援 訪問実施家庭数…64家庭 訪問延べ件数…325件	2:着手・推進	職員が対象家庭を継続的に訪問することにより、当該家庭の適切な養育実施の確保に努めた。
73	第7章 特別な支援を必要とする子どもへの支援	1 児童虐待防止対策の充実	児童虐待防止対策の充実	5	◎	育児支援ヘルパー事業 〔第2章1（1）5再掲〕	（子育て支援課） →（R3年度から子ども家庭支援センター課） →（R5年度からおやこ包括支援センター課）	産前産後の家事及び育児に支援が必要とされる家庭にヘルパーを派遣し、家庭での家事や育児を支援します。	広報やホームページ、パンフレット等で周知	事業の継続	○育児支援ヘルパー派遣 利用世帯…125件 利用回数…455回 利用時間数…775.5時間	2:着手・推進	育児支援ヘルパー事業をすすめることで、妊娠期～子育て世帯の育児家事負担の軽減につながった。
74	第7章 特別な支援を必要とする子どもへの支援	1 児童虐待防止対策の充実	児童虐待防止対策の充実	6		母子保健事業	（健康課） →（R5年度からおやこ包括支援センター課）	母子保健の各事業において適切な育児を行うための相談、訪問等の支援を実施します。	母子保健の各事業において適切な育児を行うための相談、訪問等の支援を実施	事業の継続	おやこ包括支援センター課各事業で実施	2:着手・推進	各事業で、虐待の早期発見及び虐待発生予防に努めた。
75	第7章 特別な支援を必要とする子どもへの支援	1 児童虐待防止対策の充実	児童虐待防止対策の充実	7	◎	子どもショートステイ事業〔第1章2（3）2再掲〕	（子育て支援課） →（R3年度から子ども家庭支援センター課）	1歳6か月から小学校6年生までの子どもを対象に保護者が出産や病気などで一時的に家庭で養育が困難な時に、市が委託する施設等において宿泊を伴いながら最大6泊7日までの期間で子どもを養育します。	平成30年度利用実績：実人員24人（延べ34泊）	事業の継続	宿泊利用世帯…3世帯 宿泊件数…19件 宿泊泊数…26泊 日帰り利用世帯…4世帯 日帰り件数…19件 日帰り日数…19泊	2:着手・推進	保護者の仕事や体調不良等による一時的な養育困難支援として、日帰り及び宿泊を伴う子どもの預かりを実施した。
76	第7章 特別な支援を必要とする子どもへの支援	2 ひとり親家庭の自立支援	ひとり親家庭の自立支援	1		児童扶養手当 児童育成手当	（子育て支援課）	児童扶養手当法及び稲城市児童育成手当条例に基づき手当を支給し、ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図ります。	18歳以下の児童を養育する者に児童扶養手当及び児童育成手当を支給	事業の継続	○児童扶養手当 法令に基づき支給 延べ支払件数 2,384件 総支給額 192,642,860円 ○児童育成手当 法令に基づき支給 延べ支給児童数 10,947人 総支給額 148,964,500円	2:着手・推進	法令に基づき、ひとり親家庭や父母、児童に一定の障害がある家庭を対象に、児童扶養手当、児童育成手当を支給し、生活の安定と自立の促進に寄与した。

第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画実施状況一覧（令和5年度）

※事業種別欄の「☆」「◎」は、子ども子育て支援新制度の該当事業です。「☆」は子ども・子育て給付、「◎」は地域子ども・子育て支援事業の対象事業です。

通しNO.	章	大項目	中項目	小項目 NO.	事業 種別	事業名	(所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は今後の取り組み	令和5年度の実施状況	進捗状況 1：完了 2：着手・推進 3：一部着手 4：未着手	令和5年度の自己評価
77	第7章 特別な支援を必要とする子どもへの支援	2 ひとり親家庭の自立支援	ひとり親家庭の自立支援	2		ひとり親家庭等医療費助成制度	(子育て支援課)	稲城市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例に基づき医療費を助成します。	ひとり親家庭等の父母又は養育者及び児童の健康保険が適用される医療費のうち、非課税世帯については自己負担分を、課税世帯については高齢者の医療の確保に関する法律の一部負担金相当額を差し引いた自己負担分の助成を継続して実施（所得制限あり） 延べ受診件数 10,201件 総助成額 25,639,589円	事業の継続	健康保険が適用される医療費のうち、非課税世帯については自己負担分を、課税世帯については高齢者の医療の確保に関する法律の一部負担金相当額を差し引いた自己負担分の助成を継続して実施（所得制限あり） 延べ受診件数 10,201件 総助成額 25,639,589円	2:着手・推進	ひとり親家庭等に対し、父母または養育者及び児童に係る医療費の助成を行い、経済的支援の充実を図った。
78	第7章 特別な支援を必要とする子どもへの支援	2 ひとり親家庭の自立支援	ひとり親家庭の自立支援	3		ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	(子育て支援課)	稲城市ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業実施要綱に基づきホームヘルパーを派遣し必要なサービスを行います。	義務教育終了前の児童がいる、日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して、一定の期間ホームヘルパーを派遣し、家事・送迎・見守り等の援助を実施	事業の継続	ひとり親家庭に対しホームヘルパーを派遣し、家事・見守り等の援助を実施 総派遣時間 347時間	2:着手・推進	義務教育終了前の児童がいる、日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して、一定の期間、ホームヘルパーを派遣し、自立の支援を図った。
79	第7章 特別な支援を必要とする子どもへの支援	2 ひとり親家庭の自立支援	ひとり親家庭の自立支援	4		母子及び父子福祉資金貸付事業	(子育て支援課)	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、福祉資金の貸付けを行います。	母子及び父子家庭の親で、20歳未満の子を扶養している方を対象に、技能習得資金、生活資金、転宅資金、就学資金等を貸付け	事業の継続	母子及び父子福祉資金の貸付を実施 貸付総件数 1件 修学資金 1件	2:着手・推進	母子家庭及び父子家庭に対し、安定した生活を送るための資金の相談・貸付を行い、自立を支援した。 なお、高等教育の修学支援新制度や高等学校等就学支援金制度の充実により貸付相談が減少してきている。
80	第7章 特別な支援を必要とする子どもへの支援	2 ひとり親家庭の自立支援	ひとり親家庭の自立支援	5		母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業	(子育て支援課)	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき給付金の支給を行い、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図ります。	母子家庭及び父子家庭の親が就業を目的とした教育訓練に関する講座を受講した場合の経費の助成及び資格取得のための養成機関での受講期間のうちの一定期間について給付金等を支給	事業の継続	母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金、母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金について、申請を受け付け、給付金の支給を実施。 ○自立支援教育訓練給付金 支給件数 2件 支給金額 125,2470円 ○高等職業訓練促進給付金 延べ支給件数 3件 支給金額 5,072,000円 ○高等職業訓練修了支援給付金 支給件数 3件 支給金額 150,000円	2:着手・推進	母子家庭及び父子家庭の自立を促進するため、母子家庭及び父子家庭の親が就業を目的とした教育訓練に関する講座を受講した場合の経費を助成し、また、資格取得のための養成機関での受講期間のうちの一定期間について、生活の安定を図るための訓練促進給付金等を支給し、生活の安定を図った。

第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画実施状況一覧（令和5年度）

※事業種別欄の「☆」「◎」は、子ども子育て支援新制度の該当事業です。「☆」は子ども・子育て給付、「◎」は地域子ども・子育て支援事業の対象事業です。

通しNO.	章	大項目	中項目	小項目 NO.	事業 種別	事業名	(所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は今後の取り組み	令和5年度の実施状況	進捗状況 1：完了 2：着手・推進 3：一部着手 4：未着手	令和5年度の自己評価
81	特別な支援を必要とする子どもへの支援	2 ひとり親家庭の自立支援	ひとり親家庭の自立支援	6		母子・父子自立支援相談員による相談事業	(子育て支援課)	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子・父子自立支援相談員が母子及び父子家庭の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び支援を行い、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図ります。	母子家庭及び父子家庭の親が抱える経済上の悩み、子育ての悩み、就職の悩み等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び支援を実施	事業の継続	相談件数 606件	2'着手・推進	ひとり親家庭等に対し、相談支援を行い、自立の促進に向けた支援を行った。
82	第7章 特別な支援を必要とする子どもへの支援	2 ひとり親家庭の自立支援	ひとり親家庭の自立支援	7		母子・父子自立支援プログラム策定事業	(子育て支援課)	稲城市母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱に基づき、自立及び就労のための支援を行い、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図ります。	児童扶養手当受給者等の個々の状況、ニーズに対応した自立支援プログラムを策定し、ハローワーク等関係機関と連携を図ることで、きめ細やかで継続的な自立・就労支援を実施	事業の継続	ひとり親家庭の自立支援促進のため、母子家庭等就業・自立支援事業等の活用による、きめ細やかで継続的な自立・就業支援及びアフターケアが必要と判断した際には自立支援プログラムを策定し、ハローワーク等関係機関と連携してひとり親家庭の自立支援を図る。 策定件数 3件	2'着手・推進	ひとり親世帯の個々のニーズに応じ、ハローワーク等関係機関と連携し、自立支援プログラムを策定し、プログラムに基づく支援を行った。
83	第7章 特別な支援を必要とする子どもへの支援	2 ひとり親家庭の自立支援	ひとり親家庭の自立支援	8		ひとり親家庭カウンセリング相談事業	(子育て支援課)	生活や子育てに悩みがあるひとり親を対象に心理カウンセラーが面談をし、相談者が自分自身の力で問題解決していけるよう適切な援助を行います。	稲城市社会福祉協議会が実施主体として、第2・第4土曜日に福祉センターにて心理カウンセラーによる面談を実施	事業の継続	ひとり親カウンセリング相談として、第2・第4土曜日に福祉センターで実施。 相談件数 3件	2'着手・推進	問題をかかえたひとり親の相談者に、自身の持つ悩みを専門家に相談する機会を提供し、自分自身の手で問題を解決していけるよう援助を行い、自立の支援を図った。
84	特別な支援を必要とする子どもへの支援	3 子どもの貧困対策の推進	(1) 教育の支援	1		教育扶助	(生活福祉課)	生活保護法に基づき、教育扶助を支給します。	生活保護世帯の子どもが義務教育に伴って必要な学用品費、教材代、学習支援費等費用を支給	事業の継続	生活保護世帯の子どもが義務教育に伴って必要な学用品費、教材代、学習支援費等費用を延べ381世帯に支給	2'着手・推進	生活保護法等に基づき適切に実施した。
85	第7章 特別な支援を必要とする子どもへの支援	3 子どもの貧困対策の推進	(1) 教育の支援	2		生業扶助	(生活福祉課)	生活保護法に基づき、生業扶助を支給します。	生活保護世帯の子どもが高等学校等就学に伴って必要な学用品費、教材代、学習支援費等費用を支給	事業の継続	生活保護世帯の子どもが高等学校等就学に伴って必要な学用品費、教材代、学習支援費等費用を含め生業扶助費全体として延べ244世帯に支給	2'着手・推進	生活保護法等に基づき適切に実施した。
86	第7章 特別な支援を必要とする子どもへの支援	3 子どもの貧困対策の推進	(1) 教育の支援	3		進学準備給付金	(生活福祉課)	生活保護法に基づき、進学準備給付金を支給します。	生活保護世帯の子どもが大学等進学をする際に、新生活準備費用として一時金を支給	事業の継続	生活保護法に基づき、進学準備給付金を3件支給。	2'着手・推進	生活保護法等に基づき適切に実施した。

第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画実施状況一覧（令和5年度）

※事業種別欄の「☆」「◎」は、子ども子育て支援新制度の該当事業です。「☆」は子ども・子育て給付、「◎」は地域子ども・子育て支援事業の対象事業です。

通しNO.	章	大項目	中項目	小項目 NO.	事業 種別	事業名	(所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は今後の取り組み	令和5年度の実施状況	進捗状況 1：完了 2：着手・推進 3：一部着手 4：未着手	令和5年度の自己評価
87	第7章 特別な支援を必要とする子どもへの支援	3 子どもの貧困 対策の推進	(1) 教育の支援	4		生活福祉資金制度による教育支援資金貸付け	(生活福祉課及び稲城市社会福祉協議会)	低所得者世帯の子どもが高等学校、大学等に進学又は修学する際に必要な費用の貸付けを行います。	東京都社会福祉協議会が実施主体として、低所得者世帯の子どもが高等学校、大学等に進学又は修学する際に必要な費用を貸付け	事業の継続	相談件数：321件 貸付件数：11件 貸付金額：8,642,000円	2:着手・推進	学校の授業料や入学の際に必要な費用などを貸し付けることにより、一定所得以下の世帯の子供の支援を図った。
88	第7章 特別な支援を必要とする子どもへの支援	3 子どもの貧困 対策の推進	(1) 教育の支援	5		就学援助費 〔第1章6(3)4再掲〕	(学務課)	国公立の小中学校に在籍する児童生徒の保護者に対し、教育費の一部を援助します。	学用品・通学用品費、学校給食費、校外学習費等を支給	事業の継続	国公立の小中学校に在籍する児童生徒の保護者に対し、教育費の一部を援助した。 小学校 502人 中学校 272人	2:着手・推進	教育費の一部を援助し、経済的負担が軽減され、児童生徒の円滑な就学が図られた。
89	第7章 特別な支援を必要とする子どもへの支援	3 子どもの貧困 対策の推進	(1) 教育の支援	6		受験生チャレンジ支援貸付け	(生活福祉課及び稲城市社会福祉協議会)	学習塾等の受講料又は高等学校、大学等の受験料の捻出が困難な一定所得以下の世帯に必要な費用の貸付けを行います。	東京都社会福祉協議会が実施主体として、一定所得以下の世帯の中学3年生、高校3年生等の学習塾等の受講料及び高等学校、大学等の受験料を貸付け	事業の継続	相談件数：681件 貸付件数：71件 貸付金額：7,666,400円	2:着手・推進	学習塾等の費用及び高校、大学等の受験費用を貸し付けることにより、一定所得以下の世帯の子供の支援を図った。
90	第7章 特別な支援を必要とする子どもへの支援	3 子どもの貧困 対策の推進	(1) 教育の支援	7		母子及び父子福祉資金貸付け事業 〔第7章2.4再掲〕	(子育て支援課)	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、福祉資金の貸付けを行います。	母子及び父子家庭の親で、20歳未満の子を扶養している方を対象に、技能習得資金、生活資金、転宅資金、就学資金等を貸付け	事業の継続	母子及び父子福祉資金の貸付を実施 貸付総件数 1件 修学資金 1件	2:着手・推進	母子家庭及び父子家庭に対し、安定した生活を送るための資金の相談・貸付を行い、自立を支援した。 なお、高等教育の修学支援新制度や高等学校等就学支援金制度の充実により貸付相談が減少してきている。
91	第7章 特別な支援を必要とする子どもへの支援	3 子どもの貧困 対策の推進	(1) 教育の支援	8		女性福祉資金貸付け事業	(子育て支援課)	東京都女性福祉資金貸付条例に基づき福祉資金の貸付けを行います。	配偶者がいない女性で、親、子、兄弟を扶養している、又は20歳未満の子を扶養したことがある方等を対象に、必要な資金を貸付け	事業の継続	女性福祉資金の貸付を実施 貸付総件数 0件	2:着手・推進	配偶者がいない女性に対し、安定した生活を送るための資金の相談・貸付を行う事業だが、高等教育の修学支援新制度や高等学校等就学支援金制度の充実により貸付相談が減少してきている。

第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画実施状況一覧（令和5年度）

※事業種別欄の「☆」「◎」は、子ども子育て支援新制度の該当事業です。「☆」は子ども・子育て給付、「◎」は地域子ども・子育て支援事業の対象事業です。

通しNO.	章	大項目	中項目	小項目 NO.	事業 種別	事業名	（所管課）	事業概要	現況	今後の目標又は今後の取り組み	令和5年度の実施状況	進捗状況 1：完了 2：着手・推進 3：一部着手 4：未着手	令和5年度の自己評価
92	第7章 特別な支援を必要とする子どもへの支援	3 子どもの貧困 対策の推進	（1）教育の支援	9		生活困窮者世帯及びひとり親世帯に対する支援事業	（生活福祉課）	生活困窮者自立支援法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、生活困窮世帯等の子どもの学習支援や保護者も含めた生活習慣・育成環境の改善及び進学等に関する支援を行います。	未実施	令和2年度から実施予定	利用者数：11人 実施回数（通所）42回 （訪問）112回	2:着手・推進	生活保護や非課税世帯で、塾に通っていない中学生を対象に実施し、学習意欲や習熟度が向上した。
93	第7章 特別な支援を必要とする子どもへの支援	3 子どもの貧困 対策の推進	（2）生活の支援	1		ケースワーカーによる生活相談・援助	（生活福祉課）	生活保護法に基づき、ケースワーカーによる生活相談、援助を行います。	生活保護者に対して、ケースワーカーによる生活相談、援助を実施	事業の継続	生活保護者に対して、ケースワーカーによる生活相談、援助を実施	2:着手・推進	生活保護法等に基づき適切に実施した。
94	第7章 特別な支援を必要とする子どもへの支援	3 子どもの貧困 対策の推進	（2）生活の支援	2		生活困窮者自立相談支援等事業	（生活福祉課）	生活困窮者自立支援法に基づき、相談支援員・就労支援員による自立相談、支援を行います。	生活困窮者に対して、生活の自立を促進するための相談、支援を実施	事業の継続	新規相談件数：398件	2:着手・推進	経済的に困窮するおそれのある家庭に対して相談支援を行い、生活の安定が図られた。
95	第7章 特別な支援を必要とする子どもへの支援	3 子どもの貧困 対策の推進	（2）生活の支援	3		母子・父子自立支援相談員による相談事業〔第7章2. 6再掲〕	（子育て支援課）	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子・父子自立支援相談員が母子及び父子家庭の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び支援を行い、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図ります。	母子家庭及び父子家庭の親が抱える経済上の悩み、子育ての悩み、就職の悩み等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び支援を実施	事業の継続	相談件数 606件		ひとり親家庭等に対し、相談支援を行い、自立の促進に向けた支援を行った。
96	第7章 特別な支援を必要とする子どもへの支援	3 子どもの貧困 対策の推進	（2）生活の支援	4		ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業〔第7章2. 3再掲〕	（子育て支援課）	稲城市ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業実施要綱に基づきホームヘルパーを派遣し必要なサービスを行います。	義務教育終了前の児童がいる、日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して、一定の期間ホームヘルパーを派遣し、家事・送迎・見守り等の援助を実施	事業の継続	ひとり親家庭に対しホームヘルパーを派遣し、家事・見守り等の援助を実施 総派遣時間 347時間		義務教育終了前の児童がいる、日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して、一定の期間、ホームヘルパーを派遣し、自立の支援を図った。

第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画実施状況一覧（令和5年度）

※事業種別欄の「☆」「◎」は、子ども子育て支援新制度の該当事業です。「☆」は子ども・子育て給付、「◎」は地域子ども・子育て支援事業の対象事業です。

通しNO.	章	大項目	中項目	小項目 NO.	事業 種別	事業名	（所管課）	事業概要	現況	今後の目標又は今後の取り組み	令和5年度の実施状況	進捗状況 1：完了 2：着手・推進 3：一部着手 4：未着手	令和5年度の自己評価
97	第7章 特別な支援を必要とする子どもへの支援	3 子どもの貧困 対策の推進	（2）生活の支援	5	◎	利用者支援事業（基本型） 〔第1章3、9再掲〕	（子育て支援課） →（R3年度から子ども家庭支援センター課） →（R5年度からおやこ包括支援センター課）	認定こども園、保育所、幼稚園等の施設や地域の子育て支援情報を集約し、子どもや保護者からの利用相談や、必要な情報提供・助言をするとともに、関係機関との連絡調整などを行います。	研修を受講し、子育て支援パートナーとして子ども家庭支援センターあそびの広場や出張あそびの広場で事業を実施	事業の継続	認定こども園、保育所、幼稚園等の施設や地域の子育て支援情報を集約し、子どもや保護者からの利用相談や、必要な情報提供・助言をするとともに、関係機関との連絡調整等を実施した。利用者の育児に関する相談に努め、来所ができない場合は電話等で育児相談を実施しきめ細やかな対応をした。	2:着手・推進	・子育て情報等を出張あそび広場の利用者にも周知した結果、利用者があそびの広場向陽台に来所し、育児相談等を実施し、利用者支援につながった。また、子ども家庭支援センター等の関係機関と連絡調整や情報共有することで、よりニーズにあった支援ができた。
98	第7章 特別な支援を必要とする子どもへの支援	3 子どもの貧困 対策の推進	（2）生活の支援	6	◎	利用者支援事業（母子保健型） 〔第1章3、10再掲〕	（健康課） →（R5年度からおやこ包括支援センター課）	妊娠前から乳幼児期にわたる様々な相談に応じ、必要な情報提供・助言をするとともに、関係機関との連絡調整などを行います。	妊娠届出時又は妊娠届出時のアンケートにより保健師が相談等を実施	令和2年度から実施	妊婦面接 677件	2:着手・推進	妊婦に対しての指導・助言は、必要時母子健康手帳交付時等の面接相談や電話相談にて実施できた。
99	第7章 特別な支援を必要とする子どもへの支援	3 子どもの貧困 対策の推進	（3）保護者に対する就労の支援	1		就労支援員による就労支援	（生活福祉課）	生活保護法、生活困窮者自立支援法に基づき、就労支援員による就労支援を行います。	生活保護者、生活困窮者に対して、ハローワーク等関係機関と連携し、就労支援員が就労に関する相談、支援を実施	事業の継続	生活保護者、生活困窮者に対して、ハローワーク等関係機関と連携し、就労支援員が就労に関する相談、支援を63件実施	2:着手・推進	生活保護法等に基づき適切に実施した。
100	第7章 特別な支援を必要とする子どもへの支援	3 子どもの貧困 対策の推進	（3）保護者に対する就労の支援	2		生業扶助、就労活動促進費等の支給	（生活福祉課）	生活保護法に基づき、生業扶助、就労活動促進費等を支給します。	生活保護者に対して、技能修得費、就労支度費、就労活動に必要な交通費や被服費等を支給	事業の継続	生活保護者に対して、技能修得費、就労支度費、就労活動に必要な交通費や被服費等を延べ244世帯に支給	2:着手・推進	生活保護法等に基づき適切に実施した。
101	第7章 特別な支援を必要とする子どもへの支援	3 子どもの貧困 対策の推進	（3）保護者に対する就労の支援	3		就労自立給付金の支給	（生活福祉課）	生活保護法に基づき、就労自立給付金を支給します。	安定した職業に就いたこと等により、保護を必要としなくなった世帯に対して、就労自立給付金を支給	事業の継続	安定した職業に就いたこと等により、保護を必要としなくなった世帯に対して、就労自立給付金を21件支給	2:着手・推進	生活保護法等に基づき適切に実施した。

第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画実施状況一覧（令和5年度）

※事業種別欄の「☆」「◎」は、子ども子育て支援新制度の該当事業です。「☆」は子ども・子育て給付、「◎」は地域子ども・子育て支援事業の対象事業です。

通しNO.	章	大項目	中項目	小項目 NO.	事業 種別	事業名	(所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は今後の取り組み	令和5年度の実施状況	進捗状況 1：完了 2：着手・推進 3：一部着手 4：未着手	令和5年度の自己評価
102	第7章 特別な支援を必要とする子どもへの支援	3 子どもの貧困対策の推進	(3) 保護者に対する就労の支援	4	☆	母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業 〔第7章2. 5再掲〕	(子育て支援課)	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき給付金の支給を行い、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図ります。	母子家庭及び父子家庭の親が就業を目的とした教育訓練に関する講座を受講した場合の経費の助成及び資格取得のための養成機関での受講期間のうちの一定期間について給付金等を支給	事業の継続	母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金、母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金について、申請を受け付け、給付金の支給を実施。 ○自立支援教育訓練給付金 支給件数 2件 支給金額 1252470円 ○高等職業訓練促進給付金 延べ支給件数 3件 支給金額 5,072,000円 ○高等職業訓練修了支援給付金 支給件数 3件 支給金額 150,000円		母子家庭及び父子家庭の自立を促進するため、母子家庭及び父子家庭の親が就業を目的とした教育訓練に関する講座を受講した場合の経費を助成し、また、資格取得のための養成機関での受講期間のうちの一定期間について、生活の安定を図るための訓練促進給付金等を支給し、生活の安定を図った。
103	第7章 特別な支援を必要とする子どもへの支援	3 子どもの貧困対策の推進	(3) 保護者に対する就労の支援	5	☆	高等職業訓練促進資金貸付け	(子育て支援課、稲城市社会福祉協議会)	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親に、入学及び就職に必要な資金の貸付けを行います。	東京都社会福祉協議会が実施主体として、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親を対象に、入学及び就職に必要な資金の貸付けを実施	事業の継続	新規件数 0件 継続件数 0件	2: 着手・推進	令和4年度は新規の申し込みがなく、継続件数も0件であった。今後も高等職業訓練促進給付金の制度と連携して支援をしていく。
104	第7章 特別な支援を必要とする子どもへの支援	3 子どもの貧困対策の推進	(3) 保護者に対する就労の支援	6	☆	母子・父子自立支援プログラム策定事業 〔第7章2. 7再掲〕	(子育て支援課)	稲城市母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱に基づき、自立及び就労のための支援を行い、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図ります。	児童扶養手当受給者等の個々の状況、ニーズに対応した自立支援プログラムを策定し、ハローワーク等関係機関と連携を図ることで、きめ細やかで継続的な自立・就労支援を実施	事業の継続	ひとり親家庭の自立支援促進のため、母子家庭等就業・自立支援事業等の活用による、きめ細やかで継続的な自立・就業支援及びアフターケアが必要と判断した際には自立支援プログラムを策定し、ハローワーク等関係機関と連携してひとり親家庭の自立支援を図る。 策定件数 3件		ひとり親世帯の個々のニーズに応じ、ハローワーク等関係機関と連携し、自立支援プログラムを策定し、プログラムに基づく支援を行った。
105	第7章 特別な支援を必要とする子どもへの支援	3 子どもの貧困対策の推進	(4) 経済的支援	1	◎	生活保護法による各種扶助	(生活福祉課)	生活保護法に基づき、各種扶助を支給します。	困窮の程度に応じて生活扶助、住宅扶助、医療扶助等を支給	事業の継続	R5年度決算額 生活扶助： 622,067,053円 住宅扶助： 457,581,238円 教育扶助： 4,682,079円 介護扶助： 59,656,398円 医療扶助： 1,074,618,305円 生業扶助： 4,353,368円 葬祭扶助： 11,476,891円 出産扶助： 5,000円	2: 着手・推進	生活保護法等に基づき適切に実施した。
106	第7章 特別な支援を必要とする子どもへの支援	3 子どもの貧困対策の推進	(4) 経済的支援	2	◎	生活福祉資金の貸付け	(生活福祉課及び稲城市社会福祉協議会)	低所得で生活に困窮している世帯に、それぞれの状況と必要に合わせた資金の貸付けを行います。	東京都社会福祉協議会が実施主体として、低所得で生活に困窮している世帯を対象に、生活の安定と自立に必要な費用を貸付け	事業の継続	相談件数：388件 貸付件数：11件 貸付金額：8,642,000円	2: 着手・推進	資金の貸付を行い、対象世帯の安定と経済的自立を図った。

第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画実施状況一覧（令和5年度）

※事業種別欄の「☆」「◎」は、子ども子育て支援新制度の該当事業です。「☆」は子ども・子育て給付、「◎」は地域子ども・子育て支援事業の対象事業です。

通しNO.	章	大項目	中項目	小項目 NO.	事業 種別	事業名	（所管課）	事業概要	現況	今後の目標又は今後の取り組み	令和5年度の実施状況	進捗状況 1：完了 2：着手・推進 3：一部着手 4：未着手	令和5年度の自己評価
107	第7章 特別な支援を必要とする子どもへの支援	3 子どもの貧困 対策の推進	（4）経済的支援	3		住居確保給付金の支給	（生活福祉課）	生活困窮者自立支援法に基づき、住居確保給付金を支給します。	離婚等により、住居喪失又は住居喪失のおそれのある方に対して、就職に向けた活動をすること等を要件に、一定期間家賃相当額を支給	事業の継続	単身世帯：5世帯、延べ12月 複数世帯：3世帯、延べ5月	2:着手・推進	離婚や減収で、住居を喪失するおそれのある方へ給付し、相談や就労支援を行い、生活の安定を図った。
108	第7章 特別な支援を必要とする子どもへの支援	3 子どもの貧困 対策の推進	（4）経済的支援	4		児童扶養手当 児童育成手当 〔第7章2. 1再掲〕	（子育て支援課）	児童扶養手当法及び稲城市児童育成手当条例に基づき手当を支給し、ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図ります。	18歳以下の児童を養育する者に児童扶養手当及び児童育成手当を支給	事業の継続	○児童扶養手当 法令に基づき支給 延べ支払件数 2,384件 総支給額 192,642,860円 ○児童育成手当 法令に基づき支給 延べ支給児童数 10,947人 総支給額 148,964,500円		法令に基づき、ひとり親家庭や父母、児童に一定の障害がある家庭を対象に、児童扶養手当、児童育成手当を支給し、生活の安定と自立の促進に寄与した。
109	第7章 特別な支援を必要とする子どもへの支援	3 子どもの貧困 対策の推進	（4）経済的支援	5		母子及び父子福祉資金貸付け事業 〔第7章2. 4再掲〕	（子育て支援課）	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき福祉資金の貸付けを行います。	母子及び父子家庭の親で、20歳未満の子を扶養している方を対象に、技能習得資金、生活資金、転宅資金、就学資金等を貸付け	事業の継続	母子及び父子福祉資金の貸付を実施 貸付総件数 1件 修学資金 1件		母子家庭及び父子家庭に対し、安定した生活を送るための資金の相談・貸付を行い、自立を支援した。 なお、高等教育の修学支援新制度や高等学校等就学支援金制度の充実により貸付相談が減少してきている。
110	第7章 特別な支援を必要とする子どもへの支援	3 子どもの貧困 対策の推進	（4）経済的支援	6		女性福祉資金貸付け事業 〔第7章3（1）8再掲〕	（子育て支援課）	東京都女性福祉資金貸付条例に基づき福祉資金の貸付けを行います。	配偶者がいない女性で、親、子、兄弟を扶養している、又は20歳未満の子を扶養したことがある方を対象に、必要な資金を貸付け	事業の継続	女性福祉資金の貸付を実施 貸付総件数 0件		配偶者がいない女性に対し、安定した生活を送るための資金の相談・貸付を行う事業だが、高等教育の修学支援新制度や高等学校等就学支援金制度の充実により貸付相談が減少してきている。

第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画実施状況一覧（令和5年度）

※事業種別欄の「☆」「◎」は、子ども子育て支援新制度の該当事業です。「☆」は子ども・子育て給付、「◎」は地域子ども・子育て支援事業の対象事業です。

通しNO.	章	大項目	中項目	小項目 NO.	事業 種別	事業名	（所管課）	事業概要	現況	今後の目標又は今後の取り組み	令和5年度の実施状況	進捗状況 1：完了 2：着手・推進 3：一部着手 4：未着手	令和5年度の自己評価
111	第7章 特別な支援を必要とする子どもへの支援	3 子どもの貧困対策の推進	（4）経済的支援	7		ひとり親家庭等医療費助成制度 〔第7章2. 2再掲〕	（子育て支援課）	稲城市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例に基づき医療費を助成します。	ひとり親家庭等の父母又は養育者及び児童の健康保険が適用される医療費のうち、非課税世帯については自己負担分を、課税世帯については高齢者の医療の確保に関する法律の一部負担金相当額を差し引いた自己負担分の助成を継続して実施（所得制限あり） 延べ受診件数 10,201件 総助成額 25,639,589円	事業の継続	健康保険が適用される医療費のうち、非課税世帯については自己負担分を、課税世帯については高齢者の医療の確保に関する法律の一部負担金相当額を差し引いた自己負担分の助成を継続して実施（所得制限あり） 延べ受診件数 10,201件 総助成額 25,639,589円		ひとり親家庭等に対し、父母または養育者及び児童に係る医療費の助成を行い、経済的支援の充実を図った。
112	第7章 特別な支援を必要とする子どもへの支援	4 障害児施策の充実	（1）日常生活支援の充実	1		発達支援センター事業 〔第1章3（1）5再掲〕	（障害福祉課）	乳幼児期から就学期を経て、就労等といった地域での生活のライフステージに対応する、切れ目のない支援の充実を目指します。	一般相談、医師による専門相談、保育所・幼稚園・学校等への機関支援を関係機関と連携して実施 就学前々年児を対象に、就学前発達相談を来所・電話・FAX・メールで実施	事業の継続	発達障害者・児やその家族について次の事業を実施した。 ・相談支援事業（一般相談、医師による専門相談等） ・就学前発達相談（市内の就学前々年児のいる全ての家庭に、気になることがある場合に相談できることを周知） ・普及、啓発事業（発達支援講座等） ・関係機関連携（相談者と行政機関、医療機関、教育機関等との連携調整等）	2:着手・推進	発達に支援を必要とする児童や保護者等の相談に応じ、必要な助言や連携機関との調整を行うことにより、早期の発見から早期の療育や社会参加につなぐことで、もってその福祉の増進に寄与することが出来た。また、事業を継続することで支援の充実を目指す。
113	第7章 特別な支援を必要とする子どもへの支援	4 障害児施策の充実	（1）日常生活支援の充実	2		乳幼児経過観察発達健康診査 〔第2章1（2）4再掲〕	（健康課） →（R5年度からおやこ包括支援センター課）	乳幼児健康診査で要経過観察と判断された又は保護者から相談のあった児を対象に各児の課題に重点を置いて発育・発達等を継続的に確認し、疾病・障害の早期発見に努めます。	専門医等による健康診査を実施 ・経過観察健康診査 ・発達健康診査	事業の継続	専門医等による健康診査を実施。 経過観察健康診査年8回 発達健康診査年8回	2:着手・推進	専門医に直接相談する機会を持つことができた。また、保護者の心理的な負担に配慮しながら、乳幼児の成長・発達を見守り、適切な時期に専門医療機関や療育機関を紹介することができた。

第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画実施状況一覧（令和5年度）

※事業種別欄の「☆」「◎」は、子ども子育て支援新制度の該当事業です。「☆」は子ども・子育て給付、「◎」は地域子ども・子育て支援事業の対象事業です。

通しNO.	章	大項目	中項目	小項目 NO.	事業 種別	事業名	(所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は今後の取り組み	令和5年度の実施状況	進捗状況 1:完了 2:着手・推進 3:一部着手 4:未着手	令和5年度の自己評価
114	第7章 特別な支援を必要とする子どもへの支援	4 障害児施策の充実	(1) 日常生活支援の充実	3		療育相談・療育体験事業	(障害福祉課)	お子さんの発達が気になる方等からの相談に応じ、発達検査、関係機関の情報提供や助言等を行います。また、療育を経験したことのない親子を対象に、療育を体験することにより、障害の早期発見等を図ります。	子どもの発達に関する相談及び療育体験の場を提供	事業の継続	令和3年度に発達支援センター事業へ統合し、相談は発達支援センターで受け、療育が必要な児については、療育機関へつないだり紹介したりした。	2:着手・推進	心身の成長や発達に遅れや偏りがある子どもの早期発見・早期療育を支援できた。
115	第7章 特別な支援を必要とする子どもへの支援	4 障害児施策の充実	(2) 障害児保育・教育の推進	1		障害児保育事業 (第1章1(2)5再掲)	(子育て支援課)	障害の程度がおおむね中・軽度で集団保育が可能な子どもについて、保護者が就労等の理由により家庭で保育ができない場合に、障害児保育を実施します。認証保育所・幼稚園の障害児保育・特別支援教育の補助を実施します。	・認可保育所全園(17園)で実施 ・認証保育所全園(5園)で実施 ・幼稚園全園(5園)で実施	事業の継続	・全認可保育所で受入体制を整備 ・認証保育所については稲城市保育士等キャリアアップ等補助金の障害児保育加算にて補助する体制とした。 ・幼稚園については稲城市私立幼稚園協会補助金及び東京都の直接補助により特別支援教育を補助する体制とした。	2:着手・推進	心身に障害を持つ児童の保護者の保育ニーズに応えた。
116	特別な支援を必要とする子どもへの支援	4 障害児施策の充実	(2) 障害児保育・教育の推進	2		障害児保育巡回訪問指導事業	(子育て支援課) →(R3年度から子ども家庭支援センター課) →(R5年度からおやこ包括支援センター課)	心身に障害を有する乳幼児を早期に発見し、適切な療育につなげていくため、子ども家庭支援センターの心理専門支援員が障害児の通所する保育所の巡回訪問等を行い、保育の実施等についての相談を受け、指導を行います。	公立保育所への巡回相談	事業の継続	○巡回相談 ・延べ件数…2件	2:着手・推進	気になる子ども、配慮が必要なことについて専門職が保育の助言を行い、保育の総合的支援につながった。